

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和6年 6月 5日午前10時00分			議長	岩澤 信	
	散会	令和6年 6月 5日午後 4時24分			議長	岩澤 信	
出席及び欠席 議員の氏名  出席 24名 欠席 0名  凡例 ○出席を示す △欠席を示す ⊗公務欠席を 示す	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	
	1	長 塚 美 雪	○	13	岩 澤 信	○	
	2	本 田 和 成	○	14	落 合 信 太 郎	○	
	3	岡 口 す み え	○	15	石 井 め ぐ み	○	
	4	古 谷 貴 子	○	16	金 澤 克 仁	○	
	5	杉 山 尊 宣	○	17	細 谷 典 男	○	
	6	佐 野 太 一	○	18	山 野 井 隆	○	
	7	海 東 一 弘	○	19	染 谷 和 博	○	
	8	根 岸 裕 美 子	○	20	佐 藤 隆 治	○	
	9	久 保 田 真 澄	○	21	入 江 洋 一	○	
	10	鈴 木 三 男	○	22	赤 羽 直 一	○	
	11	関 川 翔	○	23	遠 山 智 恵 子	○	
	12	小 堤 修	○	24	加 増 充 子	○	
職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名	事 務 局 長	前 野 拓		事 務 局 次 長	澤 部 慶		

説明のため議場に出席した者の職氏名

市		長	中	村	修
教	育	長	石	塚	康英
副	市	長	伊	藤	哲
副	市	長	黒	澤	伸行
総	務	部	吉	田	文彦
政	策	推	進	部	長
財	政	部	長	齋	藤嘉彦
福	祉	部	長	田	中英樹
健	康	増	進	部	長
ま	ち	づ	く	り	振
建	設	部	長	鈴	木文江
都	市	整	備	部	長
教	育	部	長	彦	坂哲
消	防		長	野	口昇
総	務	部	次	長	渡
福	祉	部	次	長	来真一
健	康	増	進	部	次
ま	ち	づ	く	り	振
都	市	整	備	部	次
会	計	管	理	者	浅
総	務	課		長	野和生
市	民	協	働	課	長
政	策	推	進	課	長
財	政	課		長	井
障	害	福	祉	課	長
子	育	て	支	援	課
環	境	対	策	課	長
中	心	市	街	地	整
子	ど	も	青	少	年
ス	ポ	ー	ツ	振	興
				課	長
					岡
					田直紀
					立
					野啓司
					佐
					藤睦子
					助
					川直美
					海
					老
					原
					輝
					夫
					稲
					葉
					克
					彦
					石
					塚
					幸
					夫
					松
					崎
					剛
					海
					老
					原
					充
					高
					中
					誠
					谷
					池
					公
					治
					鈴
					木
					哲
					也
					三
					浦
					雄
					司
					木
					村
					太
					一
					中
					村
					有
					幸
					長
					塚
					逸
					人
					大
					隅
					正
					勝

図 書 館 課 長	樋 口 康 代
保 健 セ ン タ ー 副 参 事	柳 和 恵
区 画 整 理 課 副 参 事	中 野 潤 一

速報版 ● 本校正

令和6年第2回取手市議会定例会議事日程（第2号）

令和6年6月5日（水）午前10時開議

日程第1 市政に関する一般質問

- ① 赤羽 直一 議員
- ② 久保田真澄 議員
- ③ 小堤 修 議員
- ④ 本田 和成 議員
- ⑤ 古谷 貴子 議員
- ⑥ 杉山 尊宣 議員
- ⑦ 加増 充子 議員

会議に付した事件

日程第1 市政に関する一般質問

- ①赤羽 直一 議員
- ②久保田真澄 議員
- ③小堤 修 議員
- ④本田 和成 議員
- ⑤古谷 貴子 議員
- ⑥杉山 尊宣 議員
- ⑦加増 充子 議員

---

追加日程 遠山智恵子さんの発言取消し申出の件  
第 1

## 議事の経過

午前 10 時 00 分開議

○議長（岩澤 信君） ただいまの出席議員は 24 名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。定例会の配付資料につきましては、会議当日開会までに市ホームページに掲載しておりますので御活用ください。

### 日程第 1 市政に関する一般質問

○議長（岩澤 信君） 日程第 1、市政に関する一般質問を行います。なお、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは、反問しなすと宣告して質問内容を深めてください。

議員各位に申し上げます。会議規則第 62 条第 1 項に規定されているとおり、一般質問は市の一般事務についてただす場であります。したがって、市の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は市長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。なお、これに従わないときは、地方自治法の規定にありますとおり、発言の禁止、議場外への退場を命じますのでご理解願います。また、一般質問に関しては、従来からの申合せどおりに、答弁を含み 1 人 60 分以内です。また、1 回目の質問は 30 分以内で行うこととします。

それでは、通告順に従い質問を許します。

まず、赤羽直一君。

[22 番 赤羽直一君登壇]

○22 番（赤羽直一君） 皆様、おはようございます。創和会の赤羽直一でございます。いつも最後の頃に一般質問をやるんですが、今回は 2 日目の 1 番ということで、皆さん、どうしたんだろうというふうに不思議に思っちゃるようでございます。たまには皆さんが疲れる前に一般質問をやりたいと思ひまして早くいたしました。それでは一般質問をさせていただきます。

まず、藤代小学校放課後子どもクラブにおける民間委託の状況と今後の取組についてお伺いいたします。放課後子どもクラブの民間委託は、令和 3 年 10 月から藤代小学校、取手東小学校、高井小学校の 3 校で始まりまして。今回の契約期間は、今年 9 月に期限を迎えます。民間委託は市の抱える問題を解消するために実施され、その課題もほぼ解消されていると説明もありました。今年 10 月——10 月以降の民間委託については、昨年、第 4 回定例会において補正予算を——の計上があり可決したところでございます。その後の状況についてお伺いいたします。

[22 番 赤羽直一君質問席に着席]

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

市長、中村 修君。

〔市長 中村 修君登壇〕

○市長（中村 修君） おはようございます。赤羽議員の質問に答弁いたします。当市では、国が掲げる、こどもがまんなかの社会を実現していくために、令和6年4月から福祉部にこども政策室を設置いたしました。子どもを真ん中に捉え、取手市の未来をつくる子どもたちの立場や気持ちに寄り添い、子どもたちの声をしっかりと聴ける社会を実現するため、今後の子育て支援事業にしっかりと取り組んでいく所存でございます。放課後子どもクラブについても、市長就任後、実際に子どもクラブに——子どもクラブを訪問し、子どもたちの様子を見させていただき、放課後子どもクラブの重要性も認識をしているところでございます。御質問の民間委託の状況と今後の取組については、担当部長から答弁いたします。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） おはようございます。赤羽議員の御質問に市長の補足答弁をさせていただきます。放課後子どもクラブの民間委託の状況につきましては、昨年9月議会の総務文教常任委員会において、放課後子どもクラブ事業運営委員会での事業の効果検証を行った結果、今後も民間委託の継続——継続が望ましいとの御意見をいただいたことを委員の皆様へ御報告さ——御報告させていただきました。また、赤羽議員ご紹介のように、昨年の12月議会における補正予算にて、令和6年10月から今後3年間の放課後子どもクラブの運營業務委託料について債務負担行為の設定を行い、議決をいただいたところでございます。今年度に入りまして、5月に委託事業への参加希望業者によるプレゼンテーション審査を実施し、審査の結果、現在の運營業務委託事業を受託している事業者を最適事業者を選定し、市長への報告を経て決定したところでございます。最適事業者への委員の評価としましては、「他自治体での実績も含めた具体的な提案となっていた」「児童向けプログラムに関して、地域活動団体と連携した体験教室など多彩なプログラムを提案していた」「企業の強みを生かし、自社の専門家のバックアップ体制や付加価値サービスが充実していた」「職員の質の向上について具体的な方策や計画の提示があった」等が挙げられておりました。今後の取組につきましては、現在、事業者と仕様及び業務内容の決定に向けた協議を行っているところでございます。また、今定例会におきまして、放課後子どもクラブの1日開所時の開所時間を早朝30分早める条例改正案に加えまして、諸費用についての補正予算案を計上させていただいております。議会の議決をいただきましたら、契約締結に向けた事務を執り行っております——行っていきます。なお、今年の夏休みから、放課後子どもクラブの1日開設時における開設時間の延長のほか、希望者に対しまして昼食の提供を実施いたします。これは、利用者アンケートにおいて保護者の要望があったことから、希望する児童へ行うものです。保護者の皆様へは、議会の議決をいただいた後、周知する予定となっております。以上となります。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 赤羽直一君。

○22 番（赤羽直一君） ありがとうございます。いろんなメニューが、新しくメニューができて、子どもたちも、そして保護者の方たちも大変喜ぶ——新しいメニューができて、保護者の方たちも、そしてまた子どもたちも大変喜ばれると思います。これからはひとつよろしく願いいたします。

次に、藤代小学校の放課後子どもクラブの運営状況について伺います。クラブ室の様子を拝見しましたところ、部屋は十分な広さだと感じますが、1つの部屋をパーティションで区切って運営していたことが気になりました。市の条例では1人当たり1.65平米——これ畳約1畳分が必要であると規定しておりますが、利用児童に対する部屋の状況はいかがでございましょうか。

○議長（岩澤 信君） 子ども青少年課長、長塚隼人君。

○子ども青少年課長（長塚逸人君） 赤羽議員の御質問に答弁いたします。令和6年4月の藤代小学校放課後子どもクラブにおける1日当たりの平均利用児童数は67人となっておりますが、最大で利用児童数が86人となる日もあったことから、現在学校の協力を得て、校舎内の利用可能教室を放課後から午後4時半までお借りして、4年生から6年生までの高学児童が——高学年児童が静かな環境で過ごせる空間を確保して支援するなど、余裕を持った運営を行っております。しかしながら、広い面積の1部屋をパーティションで2部屋に区切り2支援を運営しているということもあるため、区切られた別のスペースが騒がしいとき、同様に騒がしさを感じることで、クラブ室内に静養室がないことが現在課題として挙げられております。

○議長（岩澤 信君） 赤羽直一君。

○22 番（赤羽直一君） ありがとうございます。これからの質問で多分その課題の解決策が出てくるかと思いますが、ひとつ御答弁のほうよろしく願いいたします。クラブ室内の環境について課題があることが分かりました。

次に、空調や照明などの活動環境についてお伺いいたします。藤代小学校子どもクラブは、取手市・藤代町との合併後に建築されました。早いもので、合併から来年で20年となりますが、そうすると施設の空調設備やその他の設備も更新時期が近づいているのではないかと思います。照明器具についても、蛍光灯の製造禁止によりLED化の対応が迫られている状況ですが、これらの更新などについて、どのようにお考えでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 子ども青少年課長、長塚隼人君。

○子ども青少年課長（長塚逸人君） お答えいたします。藤代小学校放課後子どもクラブの活動環境については、軽微に——軽微な修繕については、民間委託事業者と連携を取りながら対応しているところです。また、新型コロナウイルス感染症が流行した令和4年度には、接触感——接触感染の防止を図るため、手洗い場の自動水洗化を行っております。御質問の藤代小学校放課後子どもクラブの空調設備や照明等の設備についてですが、藤代小学校放課後子どもクラブ室は平成19年度の建設当初から17年が経過しています。空調設備の経年劣化も進んでおり、また照明機器についてもLED化を行っていないことから、今後、設備の改修が必要であると考えております。

○議長（岩澤 信君） 赤羽直一君。

○22 番（赤羽直一君） ありがとうございます。ぜひともお願いしたいと思います。またクラブ室について、設備の劣化等により改修が必要なことがこれで分かりました。

最後に、トイレについて伺います。藤代小学校の放課後子どもクラブの利用者は、クラブ室外に出てトイレを利用する状況が、建築当初から続いております。市議会においても平成 20 年、令和 2 年の 2 回、クラブ室内のトイレ設置に関する請願を採択しているところがございます。いろんな議員からも度重なる一般質問があり、その都度、職員がトイレまで随行している状況、また令和 2 年の請願採択後においては、当時の総務文教常任委員会で現地視察を行った結果、体育館玄関内の多目的トイレを利用することで、児童の利便性の向上を図っていることは承知しております。しかしながら、他のクラブの利用児童と比べると、藤代小学校の子どもたちは不便さを感じているのではないかと思います。先ほどの答弁にあった室内改修と併せて、室内トイレの設置についても検討していただけないでしょうか。御答弁よろしくお願いいいたします。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） 赤羽議員の御質問に答弁させていただきます。赤羽議員ご紹介のように、現在、藤代小学校の放課後子どもクラブのトイレにつきましては、隣接する体育館の外トイレ及び体育館入り口内の多目的トイレを使用し、児童がトイレを使用する際は必ず職員が付き添うことによって、児童の安全確保に配慮しております。教育委員会としましても、このトイレの設置に関しましては、これまで小中学校の耐震化や大規模改修工事、バリアフリー化の推進等、これらの工事を優先せざるを得ない背景がございました。一方で、藤代小学校放課後子どもクラブ室の環境につきましては、以前から、児童が利用しやすく職員が働きやすい生活環境とするための施設環境の改善については、度々検討はしていかないと、ということはずっと考えておりました。このようなことから、藤代小学校放課後子どもクラブのトイレの設置につきましては、先ほど答弁しました空調設備の改修、室内照明の LED 化のほか、クラブ室内の間仕切り、静養室の設置を含めた施設環境の改善として、今年度の実施設計、令和 7 年度に改修工事を実施し、藤代小学校放課後子どもクラブにおける児童の生活環境の改善を図る方向で進めていきたいと——検討を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 赤羽直一君。

○22 番（赤羽直一君） ありがとうございます。これが我々の待ち望んでいた答弁でございます。ぜひとも早急に改修していただきまして、子どもたちの環境が一層よくなるよう、よろしくお願いいいたします。以上でこれについての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

次に、ふるさと納税についてお伺いいたします。市長は、取手市の財源確保にふるさと納税に積極的に取り組む姿勢を表明いたしました。市長のふるさと納税に対するお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

財政部長、田中英樹君。

〔財政部長 田中英樹君登壇〕

○**財政部長（田中英樹君）** それでは、赤羽議員の御質問にお答えいたします。ふるさと納税に対する市長のお考えということですが、昨年、市長が就任した当時、市長の選挙のマニフェストにも、ふるさと納税を倍増していくというマニフェストがございました。それを受けまして我々執行部といたしましても、このふるさと納税をどうにか倍増していきたいという思いで、様々な取組を行ってきたところでございます。前回、長塚議員のふるさと納税の一般質問でも御答弁したとおり、市長も先頭に立って、ふるさと納税の事業者の拡大を含めた様々な取組を、トップセールスで行っていただいたというようなことも答弁をさせていただきましたとおり、現在もその取組に対して、我々執行部も負けることなく一生懸命取り組んでいるところでございます。

〔財政部長 田中英樹君答弁席に着席〕

○**議長（岩澤 信君）** 赤羽直一君。

○**22番（赤羽直一君）** ありがとうございます。次に、ふるさと納税の現状についてお伺いいたします。昨年度の実績と主な返礼品の内訳についてお伺いいたします。

○**議長（岩澤 信君）** 財政部長、田中英樹君。

○**財政部長（田中英樹君）** それではお答えいたします。昨年度の――今年度の――失礼しました、昨年度、令和5年度の実績としましては、寄附の件数で申し上げますと、令和4年度との比較で1.3倍の約8万5,000件となりました。金額ベースでは、令和4年度が約10億8,000万円のところ、令和5年度は約1.4倍となる約15億2,900万円の寄附を頂くことができました。また主な返礼品の内訳ということですが、取手市では現在、ビール類、カップ麺製品、肉類、干し芋、米パン類、焼き菓子等のスイーツ、ゴルフプレー券など、約200種類の返礼品を寄附の皆様にご提供しております。寄附金額ベースで内訳を申し上げますと、大半を占めているのがビール類で、全体の約9割を占める状況となっております。

○**議長（岩澤 信君）** 赤羽直一君。

○**22番（赤羽直一君）** ありがとうございます。やっぱり予想どおり、でも90%を超えるものがビールというのはちょっと驚きかもしれません。他の物にはもうちょっと頑張っていたきたいなという気持ちでございます。

次に、ポータルサイトの現状についてお伺いいたします。

○**議長（岩澤 信君）** 財政課長、谷池公治君。

○**財政課長（谷池公治君）** 赤羽議員の御質問に答弁いたします。取手市では平成28年から民間ポータルサイトを活用しておりまして、当初は「さとふる」というサイト1社のみ情報を掲載しておりました。その後、令和3年度の途中から、「楽天ふるさと納税」「ふるなび」「ふるさとチョイス」という3つのサイトを新たに活用することとし、一般的に大手とされている4つのポータルサイトをそろえた形で寄附募集を行ってまいりました。また、令和5年10月からは、そこにさらに「ふるさとプレミアム」「JRE」「JAL」「ANN」「まいふる」という5つのサイトを追加したところでございます。なお、各サイトの比率といたしましては、最も長く運用している「さとふる」が過半数を占めておりまして、先ほどの大手の4サイトの合計では、全体の96%ほどとなっております。

現状、新しく導入したサイトの効果は限定的ではあるんですけども、こういったポータルサイトの特性としまして、サイト内における当市の返礼品の周知が進むにつれて露出が拡大していくという特性がございます。そのため、今後長く運用していくことで、だんだんと寄附が伸びてくるものと期待をしております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 赤羽直一君。

○22 番（赤羽直一君） ありがとうございます。やはり泉佐野市の視察でも、大手4社のサイトが九十数%だと申しておりました。

次に、中間管理業者の現状について、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君） 赤羽議員の御質問に答弁いたします。当市ではポータルサイトとの委託契約以外に、返礼品や寄附情報などの管理・配送、返礼品提供事業者への返礼品代の支払いなどの様々な事務を行う中間管理事業者と契約を結び、ふるさと納税を推進しております。昨年9月までは「さとふる」が、先ほど申し上げました当時運用していた4つのサイト全ての中間管理を兼ねる形で運用しておりました。5月から5つのポータルサイトを追加することに伴いまして――すみません、10月からです、失礼しました。10月から5つのポータルサイトを追加することに伴いまして、中間管理事業を専門に行う事業者と新たに契約をし、新しく開設した5つのサイトの中間管理業務を委託しました。令和6年4月からは、「さとふる」以外のサイトの管理をそちらに移管して寄附募集を進めております。ふるさと納税の寄附募集をさらに拡大していくには、返礼品の活用や――広告の活用や返礼品の拡充などといった取組の強化が必要でございまして、こういった強化策に強みがある管理事業者を採用することで、さらなる寄附募集を進めるため、こういった変更を行ったところでございます。今後とも中間管理事業者のノウハウを活用しながら、さらなる寄附募集の推進に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 赤羽直一君。

○22 番（赤羽直一君） その中間管理業者の選定が非常に重要だというようなアドバイスもございました。私たち総和会は、先日、ふるさと納税で大きな実績を挙げている泉佐野市に視察に伺い、泉佐野市の取組について研修してまいりました。泉佐野市は、関西空港の――に近い、一番近いところにありまして、その関西空港の開発等で約1,000億以上の借入れを行ってしまい、2009年には財政健全化団体に転落したそうでございます。2011年に千代松市長が就任し、税外収入を確保しようとするまちの活性化プロジェクトチームを発足させ、2012年からふるさと納税の取組強化を図りました。2016年には肉の泉佐野の取組を強化し、約35億円の寄附金を集めて全国8位になったそうでございます。2017年度には1,000種類を超える返礼品を取りそろえ、約135億円の寄附金を集め、全国第1位になり、3年連続日本一になったそうでございます。これまでの泉佐野市は泉州タオルという有名なタオルがあるんですが、泉州タオルぐらいしか返礼品が――の目玉がなかったそうでございますが、その他の種類が少なかったため、なかなか寄附が集まらなかった。そこで、新たな地場産品、つまり返礼品を作るため補助金制度を創設しました。一つが地場産品創出事業補助金です。これは新たな特産品を作る企業誘致と市内業者支援

の補助金です。もう一つが中小企業支援補助金、これは市内の事業者のふるさと納税参入に伴う設備投資の支援と、既存ふるさと納税業者の事業拡大や設備投資の支援でございます。いずれも一般財源を持ち出さずに、原資をふるさと納税型のクラウドファンディングで調達したそうでございます。2020年の初年度は9つのプロジェクトを立ち上げ約5.5億円の寄附を集め、4年間で合計65件のプロジェクトで寄附総額116億円を集めたそうでございます。プロジェクトから生まれた返礼品数は約100以上になり、寄附額を大きく押し上げる原動力になったそうでございます。また企業誘致も積極的に行い、そこで返礼品を作っていたいただいたということでございます。

もう一つ大事なものは、ポータルサイトの厳選です。先ほど部長から答弁がありましたが、上位4社で95%を占めるそうでございます。そして中間管理業者の選定、これは業者によっても対応が大分違うそうでございます。取手市の一番の返礼品はビールですが、守谷市にもビールがあります。守谷市は返礼品のビールを翌日発送にしたならば、飛躍的に申込みが増えたそうでございます。やっぱり飲みたいときにすぐに来ると、それが一番のメリットだそうでございます。

〔笑う者あり〕

○22番（赤羽直一君） （続）私はちょっと関係ないですけど。同じものでも差別化——他の市と差別化を図り、注目してもらうことによって——注目してもらうことが重要ではないでしょうか。いろいろと申し上げましたが、ふるさと納税は地域間の競争です。取手市民が他の自治体に寄附するのを止めることはできません。外に出ていった以上の寄附金をお互いに工夫して集めなければなりません。負ければ私たちの市の財政は苦しくなります。ぜひとも先進地を勉強していただいて、もっとももっとふるさと納税を集める工夫をしていただきたい。泉佐野市は、ふるさと納税専従職員が7名いるそうでございます。取手市はたしか3名でしたね。それだけの力を入れてやってるわけでございますが、今後どうしていくか、お気持ちをお伺いしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 市長、中村 修君。

〔市長 中村 修君登壇〕

○市長（中村 修君） 赤羽議員の御質問に答弁いたします。今後に向けた展望ということだと思います。私は取手を「住み続けるほど好きになる街をつくる」という、こういった思いを——変わらぬ思いで行政運営に取り組んできています。取手市がさらに発展していくために、今後も様々な行政課題にチャレンジしていく所存でございます。今後もチャレンジしていくことで、財政基盤を固めていく、そして予算を確保していくこと、こういったことは不可欠だと思っています。ふるさと納税制度は、財源確保の手段として、また取手市と取手市産品の魅力を全国の皆様に紹介する手段として非常に有効である。そして、市の最重要課題の一つであるというふうに捉えています。今後も現状に満足することなく、ふるさと取手のポテンシャルを引き出し、取手市のふるさと納税の募集拡大にさらに力を入れていく、そういう所存でございます。そして、ふるさと納税を通じて、取手の魅力を全国の皆さんに広め、集めた御寄附を市民サービスに還元する。取手をさらに魅力あふれる町にしていく。そのような好循環を生み出して、取手市のさらなる発展につなげていき

たい、そういうふうに考えています。詳細につきましては、担当部長よりご説明申し上げます。

○議長（岩澤 信君） 財政部長、田中英樹君。

○財政部長（田中英樹君） それでは、市長の補足答弁をさせていただきます。今回まず、赤羽議員におかれましては、一般質問を通して御提案を——泉佐野市の御提案をいただきましてありがとうございました。そのほか、今回、総和会の皆様からは、このふるさと納税の先進自治体である泉佐野市の視察で得られた様々な情報を御提供いただきました。大変ありがたく感じているところです。泉佐野市は人口約10万弱ということで、取手市とさほど変わらない規模の自治体でありながら、令和4年度では130億円を超える寄附を集めているというふうに聞いております。それだけ実績のある自治体の取組ですので、今回、皆様からいただいた情報は大変貴重なものであるというふうに考えております。これらを参考としながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

それで、ただいまの赤羽議員から御提案にありました、まず、泉佐野市が実施しているような、ふるさと納税の返礼品を新たに開発するための補助制度につきましては、ふるさと納税の返礼品となり得る商品を製造する事業者を新たに育て、従来の地場産品とは異なる商品の生産体制を構築する、大変有効な方策であるというふうに認識しております。ただ一方では、御協力いただく事業者には、ある程度の事業リスクを負っていくことになるのではないかとということも感じております。その点では、自社が通常取り扱っている商品を返礼品として扱う分には、ふるさと納税は手数料や配送料がかからず参加できる事業であることから、事業者には大変大きなリスクはございません。そのため、取手市としては多くの市内事業者に各社自慢の商品の販路を開拓する手法として、まずはお気軽にふるさと納税に御参加いただくことから始めていただきたいというふうに思っております。その中で、これを大きく成長するチャンスと捉え、大がかりに取り組む事業者がもしいらっしゃった際には、ぜひそういった事業者とも連携し、さらに、ふるさと納税の取組を進めていくための方策の一つとして検討していきたいというふうに考えております。

次に、翌日発送の導入につきましては、ビール類のような他自治体でも取り扱っているような大企業の商品では、寄附設定金額や配送の早さなどが寄附者の選択の根拠となってまいりますので、議員ご指摘のとおり、寄附申込みの翌日の発送といった早さを前面に打ち出した差別化というのは、大変有効であると考えております。取手市でも返礼品の提供事業者や中間管理事業者の御協力により、既に一部の返礼品で翌日発送を実現しており、そういったPRを進めているところです。事業者が確保できる在庫数や商品提供の安定性などの課題はございますが、できるだけ多くの人気商品でそういった取組が実現できるよう、今後とも事業者と協力しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（岩澤 信君） 赤羽直一君。

○22番（赤羽直一君） ありがとうございます。ぜひ進めていっていただきたいと思います。視察に行った先で説明いただいたのが坂上さんという方だったんですが、「ぜひともうちのほうに勉強しに来てください。議員ではなく担当者の方が来ていただいたほうがいろいろお教えできることもありますんで、ぜひ来てください」とおっしゃっております。

した。泉佐野市に行く方法は幾つもございますが、茨城空港から1時間で神戸へ飛んで、そこからフェリーで行けばすぐでございます。

〔笑う者あり〕

○22番（赤羽直一君） 新幹線で行くよりも早いです。ぜひとも泉佐野市を勉強していただいて、取手に寄附企業をたくさん集めて、そしてそれを市民に還元していただく。そうすれば、学童保育のトイレなんかすぐできます。ぜひともお願いいたしまして、私の質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で、赤羽直一君の質問を終わります。

続いて、久保田真澄さん。

〔9番 久保田真澄君登壇〕

○9番（久保田真澄君） 公明党の久保田真澄です。通告順に従って一般質問をいたします。貧困やDV、性暴力被害など、日常や社会生活で生きづらさや悩みを抱える女性があります。内閣府によると、配偶者らによるDV相談件数は、新型コロナウイルス禍となった2020年度に過去最高の約18万件を記録、相談の多くは女性からで、雇用面でも深刻な影響を受け、貧困に苦しむ人も目立ちました。女性の自殺者は3年連続で増加しています。深刻な問題の解決は容易ではありませんが、悩みを抱えた女性のプライバシーを尊重しながら、いかに寄り添い、問題の解決に向かっていくかは重要です。県が2023年7月に実施したネットモニター調査では、5割以上の女性が自力では解決できない問題に直面したことがあると回答。内容は、育児・家事の負担や家庭不和、生活困窮、職場でのハラスメント、離婚問題、ストーカー被害、性暴力被害など。母子家庭の母親の収入は、父子家庭の父親の5割程度にとどまり、就業する約4割の母親が非正規雇用という状況です。そこでお聞きします。困り事の相談についての窓口は現在どのようになっているのでしょうか。

〔9番 久保田真澄君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは、久保田議員の御質問に答弁させていただきたいと思っております。市民からの——市民の皆様から様々な相談が窓口・メール、あるいは電話等で市民協働課に寄せられております。まず、相談者の方の困り事・悩み事をよく傾聴いたしまして、相談者に寄り添った対応を心がけ、問題解決に努めているところでございます。困り事の解決策として専門的なアドバイスが必要な場合には、市の無料相談——法律相談ですね、それから司法書士相談、人権相談等を御案内しているところでございます。そのほかにも茨城県の各種相談窓口なども案内してございます。また、市役所各課の窓口で対応できる相談案件につきましては、担当課を御案内しております。例えば一例を挙げますと、生活困窮等の問題に関しましては、福祉部所管の社会福祉課や社会福祉協議会のくらしサポートセンター、DVの相談の場合には、取手警察署や子育て支援課の家庭児童相談室などを御案内しているというような現状でございます。以上でございます。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） あと福祉関係——女性というところでは、やはり福祉関係のいろいろ相談事が多いと思うんですけども、福祉部のほうではいかがなんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 福祉部長、鈴木文江さん。

〔福祉部長 鈴木文江君登壇〕

○福祉部長（鈴木文江君） それでは、久保田議員の御質問に答弁させていただきます。福祉部での対応はということでの御質問です。福祉部のほうにつきましては、相談の内容としましては、女性の福祉、人権の尊重や擁護、男女平等がやはり大きな問題となっておりますが、子育て支援課におきましては、女性の福祉の一部について担っております。さきに述べましたとおり、女性をめぐる問題は多岐にわたり、とりわけ福祉に関するニーズは非常に大きなものであるため、個別の具体的支援につきましては、相談ニーズを踏まえ、十分に庁内連携を図り対応してまいっている次第でございます。以上です。

〔福祉部長 鈴木文江君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が4月1日から施行されました。女性支援に関する中核的な機関として、都道府県が設置する女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設の3機関が設けられています。中でも重要なのが、身近に相談できる女性相談支援員の配置です。市町村等の女性相談支援員は、支援対象者にとって最も身近に相談できる支援機関に属するものとして支援への入り口の役割を果たすとともに、支援に必要となり得る児童福祉、母子福祉、障がい者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度の実施機関と連携して、本人のニーズに照らし、戸籍や住民票の発行、転出入手続、各種手当の受給手続、公営住宅への入居、児童の養育に関する支援、各種福祉サービスの調整等のコーディネート及び同行支援を行い、関係部署と連携して支援対象者を適切な支援につなげる役割を有し、継続した支援を行うものとしています。県では、現在4市にとどまる女性相談支援員の配置を、2026年度までに10市町村に拡充するとの目標を掲げています。つくばみらい市では、みらい平市民センター2階、おやこ・まるまるサポートセンター内に「女性相談・DV相談支援センター～みらサポ～」を設置しています。私がお話を聞きに伺ったときも、女性が入りやすい雰囲気でした。このような女性相談支援員の配置についてのお考えをお聞かせください。

○議長（岩澤 信君） 福祉部長、鈴木文江さん。

○福祉部長（鈴木文江君） お答えします。女性相談支援員の配置などについての考えという御質問です。先ほども申し上げたとおり、女性をめぐる課題につきましては多岐にわたるもので、相談者の不安解消や課題解決には多領域で連携して支援に当たることが求められます。このため、相談内容から課題を整理し、本人の意向に沿って適切な支援につなげ課題解決を図っていくという、ソーシャルワークの視点とスキルを持った支援者が必要であります。そこで、このような人材に相当するものとして、今回の困難な問題を抱える女性への支援に関する法律では、これまでの婦人相談員から女性相談支援員へと名称が改められ、市町村においては、この女性相談支援員を置くように努めることとされました。

これまで当市の家庭児童相談室におきましては、児童虐待やDVを起因とする総合的な課題を抱えた女性相談に対応しており、現在も社会福祉士や精神保健福祉士といったソーシャルワークの視点とスキルを持った資格職を配置し、相談業務に当たっております。現時点において、今すぐこの女性相談支援員を配置する予定は考えておりませんが、しかし、多様化する女性相談が必ずしも児童虐待やDVといった問題に付随して生じるとは限らないことから、子育て支援課の家庭児童相談室に限らず、女性の福祉、人権の尊重や擁護、男女平等という今般の困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の基本理念を鑑みますと、今後はその相談業務の強化と体制づくりの必要性も感じているところです。そのため、女性相談支援員の配置につきましては、今後、全庁的に検討してまいります。女性相談支援員が不在でも、現在の十分に整った連絡体制——連携体制により、困難な問題を抱える女性の支援に対応していくことが可能であると、現時点では認識しております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） ありがとうございます。すごく連携がよく取れているということを知って、とても安心しました。これからのまた課題として、ぜひ考えていただければと思います。そして悩みを抱える女性たちが、この相談窓口の存在を知らなければ機能することはできないと思います。相談窓口情報の周知についてお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 市民協働課長、海老原 充君。

○市民協働課長（海老原 充君） 岡口議員の御質問に——失礼しました。久保田議員の御質問に御答弁いたします。相談所——相談窓口の情報の周知方法ですが、毎月15日の広報とりでに翌月の各種無料相談として、法律相談、司法書士相談、人権相談、行政相談、社会保険労務士相談、行政書士相談等を掲載しております。市ホームページ、メールマガジンやLINEでも相談窓口を周知しております。また各種相談について、平日来庁が困難な市民に対し、休日合同相談会という形で相談の機会を年2回、日曜日に開催しております。その際には、市の広報やホームページはもちろん、コミュニティバスや市公共施設等にポスターを掲示し周知をしております。そのほかに、人権相談員と人権擁護制度に関する理解を深めていただくための各種啓発を行う際のチラシ等にも、法務省の人権——失礼しました、法務省の女性の人権を守るための専用相談電話、女性の人権ホットラインを掲載しております。今回、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されたことに伴い、国や県でも今後ますます女性相談に関する周知・啓発活動等を進めていくことも想定されるため、それらを参考にしながら、市としても引き続き相談窓口の周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） いろいろな周知の方法があることをお伺いしまして安心いたしました。相談したくても相談できず、相談できる場所——できることさえ知らない女性が少なくありません。情報が女性たちに確実に届くような周知徹底を、これからもよろしくお願いたします。以上でこの質問は終わります。ありがとうございました。

続きまして、5歳児健診の実施について伺います。発達障がいなどを早く発見し、安心

の就学につなげることを目指す5歳児健診、国は今年から市区町村の助成を開始しました。市では3歳5か月児健診の後は就学前の健診となっています。就学前の健診では、入学までの期間が短く、支援が難しいと思います。また、子どもの成長に不安を感じているが、相談できる場がなく一人で抱えてしまう保護者も多いとお聞きしております。我が子の特性を理解し、関わり方などについて保護者が専門家に相談できる場としても、5歳児健診と実施後のフォローアップ体制の充実は重要です。5歳児健診についての見解をお聞かせください。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

健康増進部長、彦坂 哲君。

〔健康増進部長 彦坂 哲君登壇〕

○健康増進部長（彦坂 哲君） ただいまの久保田議員の御質問に答弁いたします。市では、全てのお子さんを対象として現在4か月、その次に1歳6か月、3歳5か月の3度の健診を実施し、さらには医療機関において行われる1か月児健診、こちらを受診される際の助成を行っております。議員おっしゃるように、3歳5か月児健診の後は、就学前の就学時健診となることから、期間が空いてしまいます。そのため、就学前の支援が難しいことなどの問題点が指摘されていることは存じております。5歳児健診の主な目的は、発育・発達や情緒、社会性のほか、集団行動における特性があるお子さんなどを早期に発見し、その特性に合わせた適切な支援を行うこと、このようにも考えております。取手市におきましては、5歳児健康診査の目的に沿って実施していくために、健診の方法、形態、医師や心理士等専門職の体制などについて、現在事務方で医師会の先生方から御助言をいただきながら意見交換などを行っているところでございます。引き続き、関係部署や医療機関、療育機関、保育所、学校等の関係機関とも連携しながら、どのような実施体制が望ましいのかについて、調査研究を続けてまいりたいと思っております。以上です。

〔健康増進部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 牛久市では、5歳児成長発達確認として、保護者が発達確認票を記入し子どもの成長発達を確認する機会にするとともに、就学に向けてのサポートとして、発達確認票を保健師が確認し電話相談や個別相談を行っています。取手市では、発達子育て相談というを行っているというのは、4月に頂いた一覧表の中で見たんですけれども、あれで実際申し込まれる方というのはいるんですか。

○議長（岩澤 信君） 健康増進部次長、助川直美さん。

○健康増進部次長（助川直美君） お答えいたします。市の健診に関しましては、先ほど部長のほうの答弁にもございましたとおり、4か月健診から始まります。主に1歳6か月児健診、3歳5か月児健診となっていくと、やはり健診の中で確認する項目も大分増えてきます。その中で、言葉の発達であったりとか認知面の発達であったりとか、事細かくお母さんからの問診票を確認した上で、その後どのような方向性にしていくかということ、保健師及び専門職でその後カンファレンスをして、その後の方向性も確認してまいりますけれども、その中で1歳6か月だったり、3歳5か月児健診の後に、やはり支援が

必要だったりとか、個別の支援だったりとか集団の支援が必要だとなったお子さんに対しては、様々な形の支援を取っております。集団ですとフォローアップ教室という形であったりとか、個別ですと主に心理職の専門職による個別の継続相談という形も実施しておりますので、その中でよりそのお子さんに応じた時期に必要な内容を確認しながら、個別的な相談も実施しておりますので、支援体制も整えておるとい状況ではございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） ありがとうございます。部長の先ほどのお話の中で、5歳児健診についても今いろいろな機関と検討しているところだということをお聞きしましたので、またこの5歳児健診によって適切な支援や療育につなげることができれば、多くの子どもたちが通常学級でも問題なく学べるようになります。実際に5歳児健診を導入した自治体では、不登校が減ったという研究もあります。ですので、これからまた安心の就学につながるような取組をよろしく願いいたします。ありがとうございました。以上で終わります。

最後に、窓口業務に軟骨伝導イヤホンの導入についてです。耳周辺の軟骨の振動を通じて音が聞こえる軟骨伝導を応用したイヤホンを、相談窓口を設置する自治体や金融機関、病院などは125団体に上っています。イヤホンを耳の穴に入れなくても明瞭に音が聞こえ、しかも音漏れが少ないことから、難聴者との意思疎通に役立っています。一般社団法人日本補聴器工業会の調査によると、日本における難聴者数は1,430万人と推定されており、人口に対する比率は11.3%で、世界で3番目に多いと報告されています。そこでお伺いします。市では耳が聞こえにくい高齢者や難聴者の方のコミュニケーションツールで使用しているものなどはあるのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

福祉部長、鈴木文江さん。

〔福祉部長 鈴木文江君登壇〕

○福祉部長（鈴木文江君） それでは答弁させていただきます。窓口で聞こえにくい方への配慮についての取手市の現状について、まずお答えさせていただきます。取手市では、共生社会の実現に向けて、合理的配慮の提供を進めており、庁内各課の窓口対応につきましては、障がいの有無に関係なく、全ての来庁者に対しまして、円滑な対応となるよう心がけているところです。その中で現在、庁舎内の窓口対応が多い課におきましては、聞こえにくい方への配慮として、議会の一般質問等で複数の議員の皆様から、窓口職員とお客様との意思疎通を助ける補聴器の機能を持つ磁気ループの窓口への配置について御提案をいただき、平成28年から市民課、藤代総合窓口課、取手支所、駅前窓口、国保年金課、障害福祉課の6課に配置し、各窓口で利用されております。また、この磁気ループに加えまして、障害福祉課には情報管理課の協力でパネルディスプレイを設置しております。こちらは音声を文字化したものをパネル画面に映し出し、市民と職員の双方で内容の確認が可能となっており、画面の内容は印刷もできるものとなっております。こちらも利用者から好評な意見をいただいているところです。各課での窓口での利用の頻度は違いますが、

利用された方からは「よく聞こえて説明が理解しやすい」など好評の意見をいただいております、聞こえにくい方への窓口の対話につきましては、導入しましたこの磁気ループやパネルディスプレイを有効に活用することで、円滑な意思疎通につながっているところです。以上です。

〔福祉部長 鈴木文江君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 今回の磁気ループですけれども、平成28年から使用されているということなんですけど、実際に利用頻度というのはどのぐらいになるのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 障害福祉課長、鈴木哲也君。

○障害福祉課長（鈴木哲也君） お答えいたします。磁気ループの利用頻度は、2か月に1回だとか1年に1回ほどの利用でございますが、設置してある課からそういうふう聞いておるところでございます。障害福祉課においても、一月に1回ほどの利用でございます。ただ利用頻度が多くありませんが、少ない要求にもできる範囲で対応していくというのが合理的配慮の基本と考えておりますので、今後も窓口対応の円滑化を目指してまいります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） ちょっとお聞きしたところだと、本当に少ないんだなと思えました。例えばその磁気ループを使用するタイミングなんですけれども、対話が成立しないときに、こういったものがありますよと紹介する形ですか。

○議長（岩澤 信君） 障害福祉課長、鈴木哲也君。

○障害福祉課長（鈴木哲也君） お答えいたします。お客様との当該機器の紹介につきましては、お客様と窓口のやり取りの中で聞こえにくそうな様子を感じた際に、職員が随時、機器を紹介しているところでございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 分かりました。なかなか聞こえなくても、それを使うのもちょっと照れくさいというか、そういった方もいらっしゃると思いますけれども。でもいろいろ取手市では、そういった市民の方とのコミュニケーションツールを利用して、円滑に進むようにやっていただいております。これからまだ高齢化社会を迎えるときに、いろんな情報が個人の差がなく伝わるようなこの環境整備を、またこれからも一層お願いします。これで終わります。一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で、久保田真澄さんの質問を終わります。

続いて、小堤 修君。

〔12番 小堤 修君登壇〕

○12番（小堤 修君） 皆さん、こんにちは。創和会、小堤 修でございます。午前中どうにか終わると思いますので、よろしく願いいたします。さて、皆さんは選挙のときパンフレットを作っていると思います。選挙に当選したらこのようなことに力を入れていきたいということを書いていると思いますが、私もパンフレットに掲げたことは4年間か

けてやっていかなければならないと思っています。そこで、市の最上位計画であるとりで未来創造プラン 2024 と、自分の今回の選挙時の公約である 6 つの推進が、行政と議会という車の両輪のように同じ方向を向いてかみ合っていないと、取手市という車は前には進まず、よい市政運営や、そして取手市の発展につながらないと思います。私は、パンフレットに掲げた 6 つの項目を 1 つずつ、とりで未来創造プラン 2024 や関係する各計画等と照合しながら、その考え方、展望について、関係各部署に質問していきたいと思っています。資料を使いますので、移動します。

〔12 番 小堤 修君質問席に移動し資料を示す〕

○12 番（小堤 修君） これが、お恥ずかしいんですけども、私の 3 つ折りパンフレットの裏面になります。ここに「6 つの推進」ということで書いてあります。もちろんこれ討議資料ですので、この表面のほうに「討議資料」というのは入って書いてありますので大丈夫だと思います。皆さんに、この公約とマニフェストの違いというのを、私はしっかり分からなかったのでインターネットで調べてみました。それをちょっと御紹介しますと、公約とは「公に約束すること、守るべき約束、抽象的で数字がない」と。そしてマニフェストというのは指針や方針で、「できればやりたいこと、具体的な数字があり、数値目標や財源などにも言及した約束のこと」、2003 年の 11 月の総選挙から各政党がつくり始めたそうです。どちらも必ず実現されるものではなくて、実現しなくても問題はないということです。では、今までお話ししたことを踏まえて、次この資料を見てください。

〔12 番 小堤 修君資料を示す〕

○12 番（小堤 修君） 取手市の考えと私の考えということでまとめてみました。取手市は第六次取手市総合計画があります。そこに基本計画と——基本構想と基本計画で成り立っています。取手市の将来都市像として、「ぬくもりとやすらぎに満ち、共に活力を育むまち とりで」というふうにあります。それでとりで未来創造プラン 2024 があると。そしてこの 2024 も 6 つの政策「目指すまちの未来」ということで、政策 1、快適で住みやすい都市の実現、政策 2、魅力の創造と発信、政策 3、未来をつくる世代を育むまちづくり、政策 4、健康で生き生きとした社会の実現、政策 5、大切な日常が守られる環境整備、そして政策 6 で、将来にわたり発展する地域社会の構築というふうにあります。私もちょうど 6 つの推進なんですけれども、このように少子化対策の推進、高齢化対策の推進、人口減少対策の推進、特色あるまちづくりの推進、安全安心対策の推進、環境対策の推進というふうに私も書いています。8 年前から、「ゆめ膨らみ ワクワクする 取手市をめざして」という私のキャッチコピーの下、こういうことを考えたわけでありました。この 6 項目を 6 回に分けて質問していきたいと思っています。今回は——切替え、すみません。

〔12 番 小堤 修君資料を示す〕

○12 番（小堤 修君） 今回は、まずパンフレットの 1 つ目として先ほどありました、少子化対策の推進についてお聞きします。ですので、9 月は高齢化対策の推進をやりたいと思います。

〔笑う者あり〕

○12 番（小堤 修君） 予告しておきます。もう一度切替え、お願いします。

[12番 小堤 修君資料を示す]

○12番（小堤 修君） この、今回やる少子化対策の推進の骨子ということですが、ここにありますように、サブタイトルは「こどもまんなか～国・県の施策を踏まえた取手市の特色ある施策」ということで、「子どもに特化した「部」の創設」「子どもと家庭の一元的な支援、年齢や制度の壁を越えた切れ目のない包括的な支援」「子どもの視点、子育て**当事者**の視点に立った施策立案」「誰一人取り残**さない**支援体制の強化」「子どもの健やかな成長には地域社会や関係機関との連携・支援体制が重要」、こういう5つの項目があります。私は令和4年の第4回定例会で組織の改編という観点から「こども家庭庁創設に伴う市の対応」について質問をしています。3項目でした。1つ目はこども家庭庁の理念に対する取手市の理解または考え、2つ目は、こども家庭庁創設に伴う地方公共団体としての課題、3つ目が、こども家庭庁の所掌事務と取手市役所**内の関連各課の整備**についてでした。今回は、国や県の施策を踏まえつつも取手市がどのような独自の特色あるこどもまんなか社会を構築していこうとしているのかについて、質問したいと思います。またお願いします。

[12番 小堤 修君資料を示す]

○12番（小堤 修君） それで、国の動きなんですけれども、国は——大ざっぱにまとめてみましたが、令和4年の9月に内閣官房でこども家庭庁設立準備室である「こども家庭庁について」という概要を発信しています。私は、11月、令和4年の4定で一般質問しています。そして、令和5年、昨年4月にこども家庭庁が設立され、同日こども基本法が施行されました。そして昨年の12月22日にこども大綱が閣議決定して、「こども大綱とは、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針を定めたものである」と、そういうことです。今までに成立した主な法律や計画というと、こども基本法、こども大綱、そして、こども未来戦略、幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン、こどもの居場所づくりに関する指針、こどもまんなかアクション、こどもまんなか実行計画2024というのが、ざっとあります。それでは、このこども基本法やこども大綱を踏まえたこれからの取手市のこども施策の在り方についてお聞きします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

副市長、伊藤 哲君。

[副市長 伊藤 哲君登壇]

○副市長（伊藤 哲君） 小堤議員の御質問に答弁をいたします。これからの取手市のこどもの施策の在り方についての御質問でございました。議員からも御案内ありましたけれども、こども大綱というものがございまして、「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」ということがうたわれております。取手市としましても、そういった理想を目指すことになるかと思えます。また、このこども大綱では、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの心身の発達の成長の過程にある者を「こども」と定義しているところでございます。その対象は、幼児期から子育て期に至るまで広範にわたることから、それぞれのライフステージに立ち、切れ目

がない必要な支援を受けられることが大切であり、様々な角度からのアプローチが存在するところがございます。そういった中で、こども大綱の方針の一つにも、「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく」ことが掲げられているところがございます。市といたしましても、こどもまんなか社会を実現するに当たりましては、当事者である子どもや若者と積極的に協働していく必要があります。そうした取組は、当事者目線のこども施策を推進していくためであり、子どもや若者自らが社会に影響を与え、変化をもたらす経験となり、自己肯定感や自己有用感を生み、子どもや若者が主体的に社会に——社会の形成に参画する態度を育むものとなります。このような経験を経た若者が成長し、次代の取手市を、日本をつくっていくこと、これが持続可能な社会を形成していくことにつながっていくと考えてございます。現在市では、こども計画の策定を進めているところであり、子どもたちが今何を求めているのか、どういった悩みや課題を抱えているのか。そうした現状を把握し、取手市における必要なこども施策を展開するため、子どもたちと直接対話する機会を設けることを予定しております。こうした対応を計画策定のためだけの一過性のプロセスとするのではなくて、子どもたちの社会参画と意見表明の機会を創出するための継続的な取組として、こども計画にも位置づけをしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君

○12番（小堤 修君） 副市長ありがとうございました。市は、こどもまんなか社会のゴールの一つとして、子どもとか若者が社会で自立できる環境を整えることが必要で、子どもや若者と直接対話して意見を聴くことが、政策推進を協働し経験することが大事だということを言ってます。主体的に社会形成に参画する態度を育むこと——育むのであり、継続的な取組としてこども計画に位置づけていくということが分かりました。ありがとうございます。

次に、では今の副市長の答弁を踏まえて、令和4年の4定で私の質問は、この組織の改編ということ——ということでした。それでその観点を踏まえて、子どもに特化した部の創設についてお聞きしましたが、今日は現時点でのこどもまんなか社会の創設に当たっての進捗状況について、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 政策推進部長、齋藤嘉彦君。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君登壇〕

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 今期初登場でございます。よろしくお願ひします。こどもまんなか社会創設に当たっての進捗ということでございます。先ほど議員からお話のあったとおり、以前、議員からも関連の質問をいただきました。その後、昨年4月にこども家庭庁発足と、そしてその直後、4月27日に中村市長が就任ということでございます。中村市長はマニフェストにおきましても「子育て支援」というのを大きな柱として、結婚から妊娠、出産、子育て、そこまでの支援を充実させるということを掲げておるところでございます。市長就任後、今度は市のほうで最重要計画である総合計画、とりで未来創造プラン2024の策定をいたしました。この公約どおりの世界が描けるように、総合計画に6つの政策を掲げました。その中の一つに「未来をつくる世代を育むまちづくり」と

いうことを掲げまして、「子育てしやすいまちづくり」というものを位置づけをしているところでございます。

また、市の組織体制ですけれども、今年の4月から福祉部の直下に「こども政策室」というものを立ち上げました。ここで庁内のこども施策の全庁横断的な司令塔役というふうに位置づけまして、こどもまんなか社会の実現に向けた取組を進めているところです。現在このこども政策室において、市の子どもに関する取組の洗い出しを進めております。必要な事業が抜け落ちていないか、誰一人取り残さずにサービス、支援といったものをお届けできているのか、そういったことを精査しております。そしてこれと併せまして、先ほど御紹介のあった国のこども大綱を受けた市のこども計画、こちらの策定の作業にも入っております。そういったことの中から、子どもや若者、子育て家庭の切れ目のない支援体制というものがどうあるべきか、ということも検討をしているという段階でございます。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。昨年4月、こども家庭庁が発足して、そして中村市長が市長として就任し、そして、子育て支援の大きな柱も掲げてきたと。そういう中で今年は、4月にこども政策室が立ち上がって、そして市でも着々とこどもまんなか社会に向けた施策を進めようとしているわけであるということが、今ありましたこの部長の答弁でよく分かりました。このとりで未来創造プラン2024の中の子育てしやすいまちづくりのところで、課題について書いてあります。ちょっと切替えをお願いします。

〔12番 小堤 修君資料を示す〕

○12番（小堤 修君） とりで未来創造プラン、この第3部、各論～分野別の施策の推進～というところで、第2章、政策体系における各取り組み、そして政策3、未来をつくる世代を育むまちづくり、その重点施策として5番、子育てしやすいまちづくりというのがあります。この中に課題というところがありまして、この課題の前段部分が「子どもに関する国の機関の再編や、子ども政策の強化により、自治体においてもこれに対応した体制や人材の確保、既存の子育てに係わる部局でのスムーズな連携が求められます」と、そういうふうに書いてあります。では、この既存の子育てにかかわる部局のスムーズな連携について、お聞かせください。

○議長（岩澤 信君） 政策推進課長、高中 誠君。

○政策推進課長（高中 誠君） お答えいたします。こども家庭庁という国のこども関連の組織再編、そしてこども政策の強化といった視点から、自治体における体制強化やスムーズな連携がこれまで以上に重要な課題になっているものと認識しております。市ではこれまでにおきましても、子育て支援課のみならず様々な部局で連携を図ってきたところでございますが、今年度からはこども政策室を立ち上げ、総合調整・司令塔といった役を担って進めているところでございます。このスムーズな連携のためには、司令塔が果たす役割は非常に大きなものであるとともに、この室の立ち上げは組織再編の一つの通過点であると考えております。そのようなことから、先ほど部長の答弁で申し上げた事業の精査を

基に、現在、次の組織改編の検討を進めており、集約できるものと連携によって取り組んでいくものを体系的に整理し、こども施策をさらに推し進めていくための組織体制について、子どもに特化した部の設置も含め、関係各課と調整を行っているところです。この部の設置に当たりましては、ポイントとなるのは、市民の皆様にとって手続きがしやすくなるといった実際的なメリットと、こどもをまんやかに据えた切れ目のない支援体制のためのあるべき組織体制について、集約と連携という視点で突き詰めていく事であると考えております。そうした中で、子どもに特化した部に集約することで市民の皆様の利便性が向上するものや、効率が上がるものは集約を進め、元の部局で実施することが望ましいものは連携しながら取り組んでいくという方針を立てまして、今各課と調整しているところでございます。子どもと家庭に対して、年齢などの様々な壁を越えた切れ目のない支援を目指していくためにどのような組織体制がよいのか、どのように連携をしていけるのか、取手版のこどもをまんやかに置いた組織の形をお示しできるよう進めてまいります。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12 番（小堤 修君） ありがとうございます。今のお話聞きますと、やはり市民の手続きがしやすくなるようにということが1つと、あと組織の中の集約と連携について各課と調整しているということが分かりました。ありがとうございます。

そういうことで、今の質問は、近い将来というか来年の話のことかとも思われますが、子どもと家庭の一元的な支援、年齢や制度の壁を越えた切れ目ない包括的な支援ということについて、次はお聞きしたいと思います。これは、今まで子育て支援の柱だったのが第2期子ども・子育て支援事業計画であり、これは今年度で終了ですけれども、来年度、第3期子ども・子育て支援事業計画というものの作成はあるのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（岩澤 信君） 福祉部長、鈴木文江さん。

〔福祉部長 鈴木文江君登壇〕

○福祉部長（鈴木文江君） それでは、小堤議員の御質問に答弁させていただきます。御質問がありましたこの第3期子ども・子育て支援事業計画の作成について、この3期はあるのかということですが、それについてお答えさせていただきます。子ども・子育て支援事業計画は平成24年8月に公布され、平成27年4月に施行された子ども・子育て支援法の第61条に定められている法定計画となっております。5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と、この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画となっております。取手市におきましても引き続き、取手市第3期子ども・子育て支援事業計画の策定を目指して、現在その準備を進めているところです。この計画は法定計画となっているため、全国一律で各自治体で策定しており、これまでの計画期間は第1期が平成27年度から平成31年度、第2期が令和2年度から令和6年度となっております。なお今回策定します第3期の計画期間は、令和7年度から令和11年度となる予定であります。以上です。

〔福祉部長 鈴木文江君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12 番（小堤 修君） ありがとうございます。大体分かりました。今3期の計画を

策定準備中というとのことですが、ではこの第3期計画は第2期の計画とどのようなところが変わってくるのでしょうか、お願いします。

○議長（岩澤 信君） 子育て支援課長、三浦雄司君。

○子育て支援課長（三浦雄司君） それでは、小堤議員の御質問に答弁いたします。子ども・子育て支援事業計画につきましては、市町村が策定するもので、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についての需給——需要と供給に関する計画として、地域の実態に即して整備するものでございます。この計画で想定している事業としましては、認定こども園、幼稚園、保育所、事業所内保育事業者への施設給付、地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業など、こういったものが法律で定められております。第2期計画と第3期計画の違いについてでございますけども、近年子どもの数が減少傾向であることから共働き世帯が増加しており、取手市においても保育ニーズが高まりを見せているところでございます。第3期の計画に当たりましては、取手市の人口統計を基に本年度に作成する予定で、作成に当たりましては、令和5年度に実施したニーズ調査を踏まえ、地域の実態に即した計画策定に努めさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。地域の実態に即したのものとして、この人口統計を基に、少子化と共働きの増加などを踏まえ作成したいという趣旨が分かりました。ありがとうございます。

では、今のこの質問の項目にもあります、年齢や制度の壁を越えた切れ目のない包括的な支援について、お伺いします。

○議長（岩澤 信君） 福祉部長、鈴木文江さん。

○福祉部長（鈴木文江君） お答えします。切れ目のない包括的な支援についてということで御質問です。子どもの育ちや子育てをめぐる状況は様々であり、悩みや不安を抱えている方々が多くいらっしゃいます。子ども・子育て支援法では、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況、その他の事情により、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもと子育て家庭を対象としております。家庭、学校、地域、職域など、あらゆる分野における全ての方々が、次世代を担う子どもたちのために、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、おのおのが協働し、それぞれの役割を果たすことが必要となっております。取手市におきましても、引き続き母子、福祉、教育部門で連携を図ってまいります。また、社会の希望であり、未来を創る子どもの健やかな育ちと子育てを支えるため、子どもとその保護者の支援を充実させるだけでなく、これから子を産み育てる若者も含め、最善の利益が実現される社会を目指して、教育、保育、福祉の分野だけでなく、垣根を越えた全庁的な連携を図りながら、取手市がこどもまんなか社会となるべく、包括的に子育て支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。母子、福祉、教育部門の連携を図ることで、子どもとその保護者の支援を充実させるだけでなく、最善の利益が実現される社会を目指して全庁的な連携を図っていくということが分かりました。ここまで、取手市の

こども施策について——施策の在り方から始まり、組織としての考え方や進捗状況、そして現在の事業計画について聞いてきました。では次に、子どもの視点や子育て当時者の視点に立った施策立案について、お聞きします。資料をお願いします。

[12番 小堤 修君資料を示す]

○12番（小堤 修君） これ、こども計画ですね、先ほど来答弁に出てますこども計画ですが、こども基本法第10条及びこども大綱に基づくものということで、こども基本法第10条2項は、「市町村は、こども大綱を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする」と、努めるよう。これを受けてこども大綱の第4、こども施策を推進するための必要な事項の3、施策の推進体制等というところで、（3）自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携というのがあります。ここでは、こども基本法において、都道府県は、国の大綱を勘案して都道府県こども計画を作成するよう、また市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して市町村こども計画を作成するよう、それぞれ努力義務が課せられている。つくったほうがいいよと、そういうことだと思います。

それでは次に、子どもの視点や子育て当事者の視点に立った施策立案ということで、国のこども大綱に基づく取手市策定中のこども計画はどのようなものでしょうか、お聞きいたします。

○議長（岩澤 信君） 福祉部長、鈴木文江さん。

○福祉部長（鈴木文江君） お答えします。今、小堤議員のほうからお示しいただきましたとおり、このこども大綱につきましては、市町村のこども計画については努力義務ということで示されております。次世代を担う若者が幸福な生活を送り、進む少子化に歯止めをかけ、持続可能性を高めていくために、取手市はこども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるこども計画の策定を進めることといたしました。こども計画はこの対象となる子どもの定義を、「心身の発達の過程にあり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの者」としていることから、幼児期から思春期、青年期、そして子育て期に至るまで、それぞれのライフステージに合わせた施策を展開することが求められており、現在策定中の第3期子ども・子育て支援事業計画に定める対象や事業も一部包含した計画となることが想定されております。子どもから若者、子育て世代まで、幅広い当事者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会、いわゆるウェルビーイングな社会を実現するための指針として、こども計画の策定を市として進めてまいりたいと思っております。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。このいわゆるウェルビーイングですか、このウェルビーイングな社会実現の指針として、こども計画の策定をやっているということで、ぜひ頑張っていたきたいと思っております。

では、この市町村こども計画というのは、子ども・子育て支援事業計画——先ほど来出てます。これと一体的に策定する市町村もあるということのようですね、取手市の場合は一体的に作成——策定を進めるのでしょうか。その辺をお聞かせください。

○議長（岩澤 信君） 福祉部次長、佐藤睦子さん。

○福祉部次長（佐藤睦子君） 小堤議員の御質問に答弁させていただきます。こども基本法第10条第5項では、既存の各法令に基づく子ども・若者育成支援に関する計画やこどもの貧困に関する計画、そのほか、こども施策に関する計画とこども計画を一体的に策定することができるかと定められております。これに基づき、取手市におきましても、法定計画である子ども・子育て支援事業計画との一体的な策定を検討いたしました。こども計画の基となるこども大綱が令和5年12月になって示されたこと、また取手市第2期子ども・子育て支援事業計画の次期計画の策定がその時点で既に始まっていたことを勘案し、今回は一体的な策定はせずに、それぞれで必要な事項を定めた計画を策定することといたしました。その上で、今策定中であるこども計画と取手市第3期子ども・子育て支援事業計画の計画期間が満了し、次期計画を策定するタイミングで一体的な計画策定を進めることを検討しております。以上となります。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。分かりました。今回は別々と、ほかの市町村は一緒にやるところもあるけれど、別々にやって、それで次のときに一緒になれるかどうかというところを検討したいということだと思います。では、このこどもまんなか社会の計画については、国の施策を踏まえた取手市独自の特色ある施策を作成する必要があると思います。そのビジョンについて、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 福祉部長、鈴木文江さん。

○福祉部長（鈴木文江君） お答えします。こども基本法第5条では、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と定められております。そのため、こども計画の策定に際しましては、まず市内のこども施策に関する情報を集め、整理するとともに、対象者へのアンケートや、当事者である若者と直接意見を交わす場を通じまして、本市において今何が求められているのか、どういった課題が潜在的にあって、その解決のためにどのような施策を展開すべきかを分析することが、まずは重要であると考えております。計画策定に当たりまして、まさに今こうした取組が動き出したところであるため、今の時点ではっきりとしたビジョンをお伝えすることはできませんが、子どもや若者、当事者と直接意見を交わす機会を創出し、多様な意見を取り入れることが大切であると考えております。また、こうした取組は、計画策定のための一つの手段とするだけでなく、これからの取手市を支える次代の子どもや若者の主体性を育み、地域社会の持続可能性を高めていくためにも、これからの継続的なテーマとして計画に位置づけてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。現状としては、この情報の収集と整理、またアンケートをやるとか、あと若者や子育て当事者の意見交換をして、そして課題の抽出分析、これが大事なのかなということですが、これからの取手市を担う子どもたちの主体性を高め、持続可能な地域社会にしていくための継続的なテーマとして計画に位置

づけていくということが分かりました。では、そういった計画を基に、誰一人取り残さない支援体制の強化という観点から、まず取手市が目指すこどもまんなか社会とはどのようなものなのでしょうか、お聞かせください。

○議長（岩澤 信君） 福祉部長、鈴木文江さん。

○福祉部長（鈴木文江君） お答えします。本市におきましても、今年度このこども大綱に基づきましてこども計画の策定を進める中で、子どもや若者、子育て当事者がどのように考え、またどのようなことを悩み抱えているのか、当事者の意見をしっかり受け止めながら、今後の市のこども施策の方向性を定めていきたいと考えております。そのためにも、ライフステージごとに対象を分けたアンケートを実施し、今子どもたちが置かれている状況を的確に把握することに努めてまいりたいと思います。また、子どもたちと直接意見を交わす場を設け、行政が子どもたちのリアルな考え方を受け止めるとともに、子どもや若者が主体的に社会の形成に参画する機会を提供してまいります。そのほかにも、市内企業との連携や、市全体でこどもまんなか社会の実現を目指す機運を高めるためのシンポジウムの開催等、様々な手法を通じて、子どもたちの笑顔と笑い声に包まれる社会を形成してまいりたいと思っております。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。今、部長最後に言ったように、子どもたちの笑顔と笑い声ということですが、取手市は5月5日こどもの日に、こども家庭庁が掲げるこどもまんなか応援サポーターになることを宣言しました。中村市長の下、宣言されたみたいですが、これは、この趣旨に賛同する団体や企業や自治体、そして個人でも宣言ができるということで、聞くところによるとインスタ、エックス、ティックトック、ユーチューブでもできますということで、私も先日この宣言というのをやってみました。ぜひ皆さんもやっていただきたいと思います。詳しくはこども政策室に聞いてください。私はよく分からないので……

〔笑う者あり〕

○12番（小堤 修君） （続）ということで、次、切替えをお願いします。

〔12番 小堤 修君資料を示す〕

○12番（小堤 修君） これが今お話ししました、5月15日の広報とりでに、一面で中村市長が井野なないろ保育所へ行ったときの様子です。こんな感じです。ここに市ホームページのQRコードがありますので、これ2分ですけど、ちょっと長いので後半のほうの50秒を皆さんに見ていただきたいと思いますが、中村市長の周りに集まっている子どもたちのこの笑顔というのは最高ですので、ぜひその辺を見ていただきたいと思ます。

〔12番 小堤 修君資料を示す〕

○12番（小堤 修君） 今ちょっとだけでしたけれども、全部で2分ですので、後で皆様それぞれ御覧になれるといいかと思いますが。本当に子どもたちのきらきらした瞳というのは、何物にも代え難いものかなというふうに私も感じます。ですから、この次世代を担う子どもたちのためにも、私たちが今できることを真剣に考えていかなければいけな

いのかなというふうに思います。では、このこどもまんなか応援サポーター以外に取り組んでいることは何か——これだけじゃないと思うんですけど、あったら教えてください。

○議長（岩澤 信君） 福祉部次長、佐藤睦子さん。

○福祉部次長（佐藤睦子君） 小堤議員の御質問に答弁させていただきます。ユーチューブ、御紹介いただきましてありがとうございます。こちらのユーチューブでは、取手市は令和6年5月5日こどもの日に、「こどもまんなか応援サポーター」として、こども施策を積極的に推進していくことを表明いたしました。こうした子ども関連施策につきましては、これまでも各部署において力を入れて取り組んできたところであり、市の最上位計画であるとりで未来創造プラン2024においても、「未来をつくる世代を育むまちづくり」という施策を「目指すまちの未来」に掲げ、ファミリー・サポート・センター運営事業や放課後子どもクラブ運営事業など、子どもや子育て世代が取手市で安心して過ごせるための取組を重点事業としております。また、日々困難に直面する子どもや子育て世代の意見を聞き、その方々に寄り添った事業にも力を入れております。一例を挙げさせていただきますと、子育て支援課家庭児童相談室では、児童を育てる上での様々な問題を抱える親に対し、その悩みに寄り添い助言や指導を行うことで、家庭で抱える悩みの解消に取り組んでおります。また、教育総合支援センターでは、学校生活に関する悩み事や心配事の相談を受け、不登校で悩んでいる児童生徒に対して学校生活への復帰を支援しております。そのほかにも様々な部署が日々子どもや若者に接し、困難を抱える方に寄り添い、その問題の解決を目指しております。誰一人取り残さない支援体制の強化とのことですが、なかなか声を上げづらい困難を抱える方々の意見につきましても、しっかりと吸い上げられるよう庁内での意見を集約するとともに、今後もこうした方々に寄り添い、誰一人取り残さないこども政策の推進につなげられるよう、子どもや若者に関わる各部署の横断的な連携を進めてまいります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。ファミリー・サポート・センターとか子どもクラブ、あと子育て支援課の家庭相談室とか教育総合支援センターとか、いろいろやってるということ、改めてこう思いは感じます。ありがとうございます。ここまでは市長部局の取組について聞いてきましたけれども、子どもにとって欠くことのできないのという、学校という世界があります。取手市は令和4年ですか、山王小学校で始まったコミュニティ・スクールが今年度から市内全小中学校で始まりました。子どもたちを学校だけでなく、保護者や地域企業などが一体となって支えていくというものです。切替えをお願いします。

[12番 小堤 修君資料を示す]

○12番（小堤 修君） これ小学校のホームページにこれ載ってるんですけども、コミュニティ・スクール通信第1号ということで、「「コミュニティ・スクール」ってなに？」「「学校運営協議会」とは、どんな仕組み？」「「コミュニティ・スクールを実施する利点は？」ということとか、「学校運営協議会に与えられる「権限」とは？」——権限というのがあるんですね、これ。詳しくはお話は今しませんけど、こういうこととかが

あります。あと、これ1号で、2号は「「コミュニティ・スクール」って、取手市だけのものなの」ということ、また、「これまでの「学校評議員」とは、どこが違うの？」というふうに、このコミュニティ・スクール全市で始まったということで、今手探り状態のようなどころはあるんでしょうけども、こういったことを学校のホームページに載せて、そして理解を求めていくというようなことを今しているのだと思います。

では、誰一人取り残さない支援体制の強化ということで、地域社会や関係機関との連携支援体制を踏まえたコミュニティ・スクールの取組について、お聞きします。

○議長（岩澤 信君） 教育長、石塚康英君。

〔教育長 石塚康英君登壇〕

○教育長（石塚康英君） 小堤議員の御質問にご答弁申し上げます。誰一人取り残さない支援体制の強化との御質問ですが、このことは保護者のみならず、地域の宝でもある子どもたちを育む上でとても大切にしたいテーマだと考えています。私は昨年度まで校長として、学校、保護者、地域、そして企業の皆様など、たくさんの皆様と連携して、子どもたちのよりよい育ちを支えられるように取り組んできたところです。そうした中、昨年度はコミュニティ・スクールの体制も整備してまいりました。令和4年度に山王小でスタートし、昨年度は7校、今年度からは市内全校で実施するこのコミュニティ・スクールの取組は、地域と学校が一体となって子どもを育む活動として、とても意義深い活動だと感じているところです。地域コミュニティの核として学校という場を活用するこの事業、まさに誰一人取り残さない子どもたちへの支援体制をつくるための方策の一つです。地域ぐるみで子どもたちの育ちを支えることで、子どもの笑顔が保護者の笑顔、地域の方々の笑顔につながるであろうこの事業に、市としても一層力を入れていきたいと考えております。詳細は、担当部長より答弁させていただきます。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） それでは、小堤議員の御質問に教育長の補足答弁をさせていただきます。コミュニティ・スクールは、学校運営協議会を設置した学校のことを言いまして、学校と校長から推薦された保護者、地域の皆さんの中から委員として構成されております。学校運営協議会は、委員の皆さんが、学校の教育目標やビジョンを学校と共有し、学校や教育委員会に意見を述べることができる機関となります。学校が抱える課題は学校により様々ではありますが、現在複雑になってきており、もはや学校だけで全てを解決することができなくなってきております。そういった課題を学校のみならず地域の皆さんや保護者の皆さんなど様々な方が参加する学校運営協議会で協議し、その支援体制を考えることで、学校だけでは考えられない地域に合った最適な解決策を発見することが可能になるかと思っております。この取組の中で、子どもたちが未来を開く豊かな心と個性を育むことができるように、地域の方々や保護者、企業の方々などが手を携えて、子どもたちが健やかに成長できる環境を整えていくことも、こどもまんなか社会の一つの形ではないかと思っております。こういった取組や活動が熟していけるよう、教育委員会として支援してまいりたいと考えております。以上です。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。こういう学校のコミュニティ・スクールもこどもまんなか社会の一つの取組だということが分かりました。実は、——何年前だろう、三、四年、もっと前ですか——コロナになる前だと思うんですけど、総務文教委員会で宮城県の東松島に行って——行った方いらっしゃるかと思うんですけども、そのとき被災した海面近くの集落は、みんな山のほうに上がったと。そして、その上がったために削った土を下の海に近いところのかさ上げに利用したと。それというのは、そこは地域性もあるんですけど、中学校区で一つの地域が成り立っていて、その子どもたちはおじいちゃん、おばあちゃん——どこのおじいちゃん、おばあちゃんも、どこの子どものことを知っている。子どもも逆に、みんなおじいちゃん、おばあちゃんのことを知っている。そういうコミュニティが自然に形成されている、そういったものというのは、今このこどもまんなか社会を考えたときに、もう既に東松島にはそういうことが出来つつあったんだなというふうに思った次第です。これからの日本というのは、高齢化の加速的な進展とともに年々出生率が下がり、少子化が進んでいます。今回の質問は、その少子化社会の中で、次世代を担う子どもたちをどのように育てていくかという、国のプロジェクトでもあるこどもまんなか社会についての取手市の取組について質問させていただきました。様々な方から様々な答弁ありがとうございます。こども——こどもまんなか社会とは、今皆さんが言われたとおりですけれども、各行政の様々な計画をもとに構成することであり、決して子どもを甘やかすとか、子どもを過保護に育てる、そういうことではないのは大前提だと思います。行政としましては、来年を見据え、組織の中で集約できるところは集約し、そしてそのまま部署で連携していけるところは連携していき、子どもや若者、そして子育て当事者から意見を聴いたり、アンケートを取ってこども計画を立て、継続していくということが分かりました。ありがとうございます。そしてそれは市長部局だけでなく、教育委員会も教育長を中心に、コミュニティ・スクールを活用しながら、学校、保護者、地域、企業などと連携しながら、取手市全体でこどもまんなか社会を構築していくということが分かりました。議会としましては、精いっぱい考え対応していきたいと思います。子どもたちの笑顔や笑い声がいっぱいの取手市になるよう、私たちも頑張っていきたいと思っております。どうもありがとうございました。以上で、私の質問は全て終わります。

○議長（岩澤 信君） 以上で、小堤 修君の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

午前 11 時 54 分休憩

午後 1 時 00 分開議

○議長（岩澤 信君） 再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

続いて、本田和成君。

〔2番 本田和成君登壇〕

○2番（本田和成君） 日本共産党の本田和成でございます。通告に従いまして、私の一

般質問をさせていただきます。午後一番初めで眠くなる時間ですけども、しっかりとしゃべりますので、よろしくお願ひします。まず駅前西口開発についてでございます。ホームページにおいて、「取手駅西口駅前に図書館を核とする複合公共施設の整備を目指します」とあり、この複合公共施設の事業方針が市民の皆様へ公開されております。この事業方針の中には、目的、ターゲット設定、コンセプトといったものが詳細に書かれております。また、多大な公金、これが使われることも、この計画には入っております。市民の皆様にとって本当によいものになっていくのかどうか、これがしっかりと見極——見極めていかなければいけないと私は思っております。つきまして、まずは、この西口駅前に図書館を核とする複合公共施設を造る目的、これは何か、改めてお聞きをいたします。御答弁をお願いいたします。

〔2番 本田和成君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきたいと思ひます。駅前に複合公共施設を整備するためには、その前提といたしまして、A街区において組合施行による市街地再開発事業が施行されることが前提となりますので、まず駅前において再開発事業を実施することの意義を説明させていただきます。A街区における再開発事業の実施により、取手駅周辺地区の魅力度を高め、中心市街地にふさわしい魅力と活力に満ちあふれたエリアとなることが期待可能となることに加えて、A街区のみならず西口の既存商業施設はもちろんのこと、東口をも含めた取手駅周辺エリア全体の魅力度や活力の向上、にぎわい創出といった効果を目指して実施するものでございまして、さらには市全体の活性化にもつながる効果を期待して実施するものでございます。次に、A街区を魅力ある街区とするためには、集客力と利便性を兼ね備えた駅前の活性化やにぎわい創出につながる施設を整備することが必要であり、必要かつ有効であるとの認識を市と地権者の皆さんとで共有してございまして、こうした施設とするためには、商業業務施設を充実させることは当然ではありますけれども、これに加えまして、様々な用途に使用可能な使い勝手のよい新たな公共施設を整備することが有効な手段であると考えていることから、A街区に公共施設を整備する方針としたところでございます。

駅前に図書館機能と市民が交流・活動できる機能を有する複合的な公共施設を整備することにより、駅周辺地区への来街者数が増加し、駅周辺地区の活性化やにぎわい創出効果につながることを期待できるものと考えております。実際、他市におきましても、駅前に図書館を整備することにより、駅前地区の活性化につながっている事例が数多く存在し、魅力ある駅前の都市空間づくりによって、まち全体の活性化に資する効果が発現している事例も数多く見られるところでございます。このように、駅前に複合公共施設を整備する目的は、人口減少社会や少子高齢化社会を見据えて、市の中心市街地である取手駅周辺地区の活性化やにぎわい創出を図り、これを市全体の活性化につなげることにより、将来的に魅力にあふれ、持続可能な取手市をつくっていくことにあると考えております。以上でございます。

す。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） どうもありがとうございます。目的とは、やはり最終的に何を実現したいのか、この部分が重要だと私は思います。先ほど御答弁にありました人口減、こういうものを含めて将来的にとということ、持続可能なそういった取手市をつくっていくというようなことだというふうに受け止めました。このにぎわいを創出する、それを図ることのでどのような取手市をつくっていくのか、これが本来の目的であると思います。先ほど人口についてということをおっしゃっておられましたけども、例えば経済効果、それから人口——人口といっても住んでいる人口なのか、滞留人口なのか、交流人口なのか、若年層の人口なのか、人口一つ取っても様々なところがあると思います。こういったところの経済効果やそういった人口についての効果目標、それから目標数値、こういったものというのはあるのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中心市街地整備課長（中村有幸君） お答えさせていただきます。具体的な数値目標ということで御質問いただきました。先ほど部長の答弁の中でも、駅——駅前に複合公共施設を整備する目的ということで、人口減少社会や少子高齢化社会を見据えて、市の中心市街地である取手駅周辺地区の活性化やにぎわい創出を図り、これを市全体の活性化につなげることにより、将来的に魅力あふれ、持続可能な取手市をつくっていくことがあると——いくことにあると考えておりますという答弁をさせていただきました。その中で、具体的な数値目標ということでございますが、例えば、想定利用者数なども一つの目標かというふうに考えております。実際、現時点では、基本構想の策定をした——している段階ということで、まだ方針を発表させていただいた段階でございます。なので、具体的にどのような施設にするかとか、例えば規模の——床の規模を、具体的にこの機能はこのぐらいの規模と、そういったものの検討というのはこれから進めていくことになります。そういったことから、明確な想定利用者数を設定するというのは、現時点では難しいかなというふうには考えております。とはいえ、例えば他市の事例であれば、既存の図書館をリニューアルして、なおかつ指定管理にした図書館であれば、利用者数が2倍から3倍に増えたという事例もございます。とはいえ、当市の今考えている方針としましては、現在の取手図書館の機能を拡充して駅前に移転するというようにしておりますので、それ以上の多くの方の利用を目指していきたいというふうに考えております。なので、具体的な数字というところはなかなか難しいところがありますけども、多くの方に利用していただきまして、利用者数の増、また交流人口の増なども増やしていければというふうに考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） どうもありがとうございます。これから基本構想に肉付けをしていって、来年度、令和7年度中に基本計画を策定し、具体的な内容が出されるということによろしいですかね。その上で明確なこの目的——最終的にどういったものにするのか、

この明確な目的、これを示していただきたいと思います。その上で、この明確な目的を達成するため、これをどのようにやっていくのか、このプロセス、これを考えていくということは非常に重要だと私は思います。現在公開されている駅前だけではなく、駅周辺地区全体ににぎわいを波及させ町の活性化を図るといふ、これだけの目的を見ますと、どうやってにぎわいを波及させていくのか、それからそのプロセス、これどうやっていくのか、これ非常に分からない、私は疑問に感じております。この事業については、やはり年代、それから地域によっては賛否が分かれております。また、この事業自体が知らない市民の方、これ、多くいらっしゃると思います。実はこれ、駅前の東口で私、日本共産党のちょっと活動でシールアンケートなんていうのを若者向けにやりました。で、西口に何が出来るか知ってますかということを知ったら、実はこの若い人たち、誰も知らなかったんです。そういうことがありました。だから、この事業自体は知らない方、多くいらっしゃると思います。この事業が認知が行き届いてない状況、それから、今の段階でやっぱり目的がまだ抽象的だということ、この中でどうやって進めていくのか、これは今後しっかりと熟考して——していただきたいと思います。

この事業のターゲットというのは、学生、それから勤務者など比較的若い世代としております。で、3月議会——前回の議会で建設委員会では、染谷議員だったと思いますけども、学生は購買意欲がないと、勤務者はすぐに帰ってしまうがどう考えているかという質疑がありました。それに対して、魅力的な施設にするという答弁がされております。また、昨日、岡口議員の一般質問の中では、基本構想がまとまった後にはパブリックコメントの実施、それから、基本計画の策定時には広く市民の意見を聴いていくという答弁がございました。この魅力的な施設を造るためには、しっかりと市民の意見、これを収集していく、これ、本当に重要だと思います。このパブリックコメントにしても、そもそもパブリックコメントを実施している、これを知らないという状況だと、やはり全くこれ意味がないと思います。この事業自体について、先ほど申し上げましたように、若者、誰も知らない。それから、このパブリックコメントを実施する、こういったところ、特にこのターゲットになる比較的若い層へのアプローチ、それからこの周知、どのようにしていくのか、どうお考えか御答弁をお願いします。

○議長（岩澤 信君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中心市街地整備課長（中村有幸君） お答えさせていただきます。そういった若い方々へのアプローチの仕方ということだと思います。A街区に複合公共施設を整備する方針につきましては、さきの議会で報告をさせていただきました。先ほど議員からもございましたとおり、ホームページにも掲載をさせていただいております。また、報道機関を対象としました説明会も実施をし、新聞各紙などでも報道をされたところでございます。しかしながら、一般の市民の皆さんにつきましては、複合公共施設を整備する方針についての認知度が必ずしも十分でないという面があるかもしれません。そういった御意見、御指摘があるということも我々は認識をしております。今後、公共施設整備に関する基本構想のパブリックコメントを実施することや、基本計画策定のプロセスにおきましては、市民の皆さんの御意見を幅広く伺うということをご予定していることから、事業の認知度をより向上

させていくことが重要であるというふうに考えております。そのための具体的な方法につきましては、今後しっかりと検討させていただきたいと考えておりますが、市の広報やホームページのほか、例えばメールマガジンやSNS、動画の配信なども積極的に活用していきたいと考えております。とりわけ情報感度が高く、ターゲット層にも設定している若い世代の皆さんに対しましては、どのような情報発信手段がより効果的かを検証しまして、積極的な情報発信に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） パブリックコメントについては、どのように告知をされるのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中心市街地整備課長（中村有幸君） お答えさせていただきます。パブリックコメントは、当然のことながら市のホームページや広報などにも掲載させていただくほか、メールマガジンやSNSなどもやはり積極的に活用をさせていただきたいというふうに考えております。一般的に、学生さんなど若者は市政に関心が薄いというふうに思われているところがあるかもしれません。だからこそ、そういった層にしっかり情報が行き渡るように、今後努めていきたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 何かをするには、認知、これ非常に重要です。その認知がされていないと、なかなか何をするかということは、結果とか効果、これやっぱり出にくいということになります。しっかりと市民の方のニーズ、これ収集できるようにしていただけるようお願いをしたいと思います。冒頭で申し上げましたように、この事業には多大な税金が投入されます。事業方針に「駅周辺地区全体」という表現がされております。こういった表現を聞きますと、例えば私が住んでる戸頭、それから藤代、こういった地域、これが含まれないという認識を持ってしまいます。この駅周辺地区だけでなく、取手市民、それから取手市全体にとってどのような効果を実現するのか、私はこの部分が非常に重要だと思うんですけども、この投入される税金に対する取手市民、それから取手市全体への効果、これはどのようにお考えでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中心市街地整備課長（中村有幸君） お答えさせていただきます。西口、区画整理をはじめ今回の駅前の複合公共施設の整備につきましては、もちろん公金が投入されるということになります。なので、西口ばかりにお金をかけてというような御意見も耳にするところもございますが、駅前が魅力的になりまして活力が創出できれば、先ほども部長のほうからもございますとおり、市全体に波及効果が波及するというふうに考えております。そういったことから、市民の皆さんが魅力的な駅前になったということで胸を張れるような——張れるような、まちの顔にしていきたいというふうに考えております。それによりまして、取手が魅力的になりまして、周りのほかの市町村の方から、取手駅前を中心にしたその波及効果というものが幅広いエリアに広がって行って、市全体の活性化につながっていくのではないかとというふうに考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。そうしますと、波及をさせていくというプロセス、これ非常に重要になると思います。今後、基本計画、これを出されるということですが、そこでは市民の意見をしっかりと収集をさせていただいて、そしてどのようなプロセスでやっていくのか、これ、しっかりと示していただきたいと。それで目的を明確にした上で費用に対する効果、これ最大限になるように、そういった計画、これをお示しいただけますようお願いをします。

続きまして、図書館の社会教育施設としての在り方、これについてお尋ねをいたします。教育基本法第12条では、社会教育について述べられております。「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、地方公共団体によって奨励されなければならない」、そしてこの第2項には、地方公共団体は、図書館など社会教育施設の設置、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない、とあります。また、社会教育法第9条では、図書館は「社会教育のための機関とする」とされています。こういったことから、社会教育というのは地方自治体が奨励・振興、これをしていくものであり、図書館というものは単なる施設ではなく、社会教育機関でなければなりません。今回、この複合施設に入る図書館の在り方、これはどのようにお考えなのか、社会教育施設としてという、この観点から御答弁をお願いをいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） 本田議員の御質問に答弁させていただきます。先ほど御紹介ありましたように、図書館は社会教育法により、社会教育施設として位置づけられております。そして図書館法により、地域の事情や住民の希望に沿い、学校教育を援助して、家庭教育の向上に資する事業を実施——努めることとされております。現に、図書館は、様々なことで市民サービスそして社会教育の一端を担っております。その一つとして、現在の取手図書館が昭和54年に竣工しまして、現在45年を迎えております。そういった現在の建物の状況であったり駐車場の状況、または市民の皆さんの利用に関して、多くの課題を抱えております。それぞれの要望を一つ一つ解決していく、市民ニーズに伝えていくのには、現在の建物では非常に難しいと考えております。そういったことで、駅前の図書館移転については、多くの課題に対応しまして、図書館サービスの提供がより充実するものと考えております。それによって期待するものが非常に大きいものがあると考えております。以上です。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） どうもありがとうございます。図書館サービスの拡充ということ、今ご答弁あったと思うんですが、図書館を含めてこれ今回指定管理にするということですが、この図書館の本館が駅前に——の複合公共施設内に指定管理で入るということとを伺っているんですが、そうしますと、図書館の本館機能として必要な地域情報、

それから資料、こういったものの収集、それから、民間になりますと人員削減などによるレファレンスサービス、こういったものの質の低下、こういったものが懸念される可能性——懸念がされるかもしれないということがあると思うんですけども、今回の図書館のこの指定管理についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中心市街地整備課長（中村有幸君） お答えさせていただきます。指定管理の導入することの在り方ということかなというふうに考えております。今回、A街区の複合公共施設の運営につきましては、指定管理者制度を導入することを検討しております。指定管理の導入によりまして、管理運営が効率的となり、管理経費の縮減につながることを期待できることに加えまして、民間企業の持つノウハウを積極的に活用することで、開館時間の延長や魅力的なコンテンツの提供、様々なイベント開催など、市民ニーズに対応したきめ細かなサービス提供が期待できると考えております。他市事例におきましても、指定管理者の活用によりまして、大幅な利用者数の増加やユニークな企画イベントなどの実施によりまして、駅前活性化につながっているという事例が多くございます。指定管理の具体的なやり方は今後検討していく事項ではありますが、複合公共施設のどの部分を指定管理者に任せるのか、指定管理者に任せる業務内容はどの範囲か、指定管理者にどういった運営を求めるといった、指定管理の出し方に関する点は様々な工夫の余地があると考えております。特に図書館につきましては、現在、ボランティアの方々をはじめとしました様々な方々の熱心な御協力によって運営されている面がございますので、指定管理者に任せる業務内容や運営方法を検討するに当たりましては、こうした図書館の運営を支えていただいている皆さんの意見をしっかりと伺いまして、活動の場や機会を最大限に確保し、現在の熱心な活動を維持していくことが可能となるよう留意していきたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） どうもありがとうございます。現在、図書館では、この6月の広報にも載りました「ほんくる」、こういったこととか、先ほど御答弁にもありましたボランティア団体による読み聞かせ、こういったものがすばらしい様々なことが行われております。私がやはり懸念するのは、指定管理になることで、こういったことがすごく質が下がったりとか、できなくなってしまう、そういったことがあると、やはり社会教育施設としての役割、これしっかり果たせなくなってくると、そういうふうに感じております。そういった意味でも、やはり図書館が駅前に大きなものがあればいいということではなくて、この社会教育施設の在り方ということを考えますと、地域に——地域住民にとって地域に根づいたもの、これが必要だと私は思います。私の住む戸頭の公民館、それから、その公民館の中に図書室がございます。この公民館図書室というのは、本当に地域のコミュニティーに不可——必要不可欠な、そういった場所になっております。当市では、公共施設等総合管理計画で27%の縮減の計画、これがされております。戸頭やこの地域の図書館、こういったものの縮減についてはどのようにお考えなのか、これ御答弁をお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。公共施設等総合管理計画でございますけれども、これは既存の市内の公共施設を全体として見た場合に、長期的に公共施設の維持管理コスト、また、総量を縮減するために、各施設の耐用年数を迎える前に、存続、廃止、縮小、集約化、複合化の方針を検討していくと、こういったものでございます。また公共施設等総合管理計画は、将来において不足している公共的機能の拡充や、公共サービスの質の向上、市の魅力度の向上、住民の利便性の向上などの政策的な理由によって、新たに必要となる行政需要を充足するための公共施設を新規に整備することを否定するという趣旨ではございません。そのため、A街区において複合公共施設を新規に整備していくことと、公共施設等総合管理計画の内容とは矛盾するものではないと考えております。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 矛盾しないということなんですけども。私が一番心配してるのは、やはり地元の図書室がどうなっていくのか、公民館がどうなっていくのか、やはりこの部分でございます。これについてちょっと御答弁をお願いします。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） 本田議員の御質問にお答えします。やはり地域における学習交流拠点である公民館、これは非常に重要な施設だと、教育委員会としても認識しております。今回の計画の中で、本田議員、御指摘している公民館、特に戸頭公民館のことを言ってるのかなと思ってんですが、その公民館の廃止があるかとの御質問ですが、現段階で現存する公民館施設の廃止については、特に記載はしておりませんし、現段階で公民館の廃止については考えておりません。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。「現段階」というのが非常に気になるんですけども。今後あり得るのかというところも含めて本当はお聞きしたいところですけど、ちょっと時間もありますのでそこは聞きませんが。一方では多額の税金を投入して大きな公共施設整備して、やはり地方の公共施設、これがなおざりになっていく。こういったことでは、大型施設を造っても、これに直接的に恩恵を受けられない、こういった地域の方々にとっては、納得や理解、これなかなか得られないと思います。取手市全体にとって、そして取手市民にとって、どういったまちづくりをしていくのか——いくべきなのか、やはりここに重点を置いた市政運営、これをしっかりとやっていただきたいと。そうすることで、中村市長がおっしゃる、住み**続ける**ほど好きになる取手、これになるんじゃないかと。逆のと言いますと、こういうことが市民主体でのまちづくりを行わなければ、やはり取手市にそもそも愛着が沸かないと、そうなるんじゃないかと私はそう思います。そういうことをお伝え申し上げまして、この質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

続きまして、防災についての質問をさせていただきます。昨今の異常気象や各地での地震など、今やいつどこで大きな災害が起きてもおかしくありません。この防災・減災につ

いては、市民の命を守る上で急務ではないでしょうか。スーパーやホームセンターなどでも、トイレ袋、それから防災グッズ、こういったものを見かけるようになりまして、私も含めて市民の皆さんも防災に対する意識、これ非常に高まっていると感じております。まず、防災無線についてお尋ねをいたします。双葉地区の防災無線をレフレックス型——いわゆるラップ型、このスピーカーからボックス型の高性能スピーカーに変更していくとのことですが、ほかにも防災無線のない地域、もしくは防災無線が聞こえづらい、聞こえないという地域がございます。前回3月議会では、私のこの防災無線についての質問について——対し、防災無線のない地域については把握をしており、聞こえない地域については現場の確認をしていくという御答弁をいただいております。もちろん御確認はされたと思いますけども、この聞こえない、聞こえづらい地域についてはどのような対応をしていくのか、御答弁をお願いをいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは、本田議員の御質問に答弁させていただきたいと思っております。まず、取手市内の防災行政無線の子局につきましては、現在、昨日も答弁させていただきましたが、市内で142か所設置してございます。令和6年の3月定例会において一般質問されたということでございました。私はその時議会事務局にいたんですけども、異動してから確認をしたところ、議員がおっしゃった米ノ井地区周辺の防災行政無線の音達エリア外の放送状況につきましては、職員が現地に赴きまして、子局からの音声が届くことを確認してございます。それから、防災行政無線を今後どうするのかということも含めまして答弁させていただきます。住民の方の安全や迅速な災害応急活動の観点からも、防災行政無線が行政区域全域をカバーすることが基本であるというふうには考えてございますけども、防災行政無線は、近年の住宅事情等によりまして、例えばその遮音性の向上、機密性が高い住宅になっているということなんでしょうかね、に加えまして、地域によっては高い建物ですとか新たに宅地造成されたような場所もございます。地形や周辺環境の変化によりまして、聞き取りにくい場所が生じているというようなことも十分承知しているところでございます。現状といたしましては、防災行政無線だけで全ての方に——地域の方々に確実に情報を伝達するという事は難しいと考えてございます。ですので、市といたしましては様々なツール、情報発信ツールを使ってそういった情報発信をしてまいっているところでございます。情報発信ツールの一つであります、例えば防災ラジオ、既に多くの方に御利用いただいているところでございますけども、防災行政無線と同時に放送内容を聞くことができる個別受信機となっております。令和2年度から御希望のある世帯から申請に基づき貸与を行っているところです。そのほかにも、情報発信の手段といたしましては、市のホームページ、メールマガジン、LINE、ヤフーの防災情報などからも情報発信を行っているところでございます。平時から各個人や各家庭の状況に応じまして、防災行政無線以外の最適な情報取得の方法を検討していただけるように、我々のほうでもさらに啓発をしていきたいと考えてございます。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） どうもありがとうございます。様々な情報ツールがあるということなんですけども、高齢者の方、やはり携帯電話を使用したそういったツールってなかなか難しい方多くいらっしゃると思います。そうしますと、現状でなかなか——今の現状で、そういった情報が得られるというので最も有効なのは、やはり防災ラジオだと私は思うんですね。その防災ラジオ、たくさんの方に申込みをいただいているということなんですけども、今何台くらい普及されているんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。防災ラジオでございますが、令和6年5月30日時点におきまして、2,155機を貸与させていただいてる状況でございます。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。取手市の世帯数、五万強だと思います。2,155機というのは多いのか少ないのかというと、僅か数%だと思うんですけども。この防災ラジオ、無償貸与している自治体があります。茨城県内だと小美玉市とかありますけども、その無償貸与とかそういったことの検討というのはされてるのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） 防災ラジオにつきましては、現時点におきましては、有償で貸与ということで進めさせていただいてるところでございます。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。ちょっと続けて御質問させていただきます。電池が72時間しかもちませんと書いてあります。この電池について、貸与するときに周知されているのかどうかということと、これ、また停電が長く続いた場合、もちろん電池切れます。そういった対応というのはどのようにされているのか、御答弁をお願いします。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） 防災ラジオの電池につきましては、防災ラジオを貸与させていただく際に、メーカーのほうで取扱説明書の中でも、おおよそ3日程度ということで記載がございますので、そういった案内は口頭で御説明させていただいてるところでございます。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 災害時、例えば長く停電が続いた場合、電池ほぼ売ってません。というのは3・11のときに、やはり電池等々、本当にお店からなくなりました。そういった意味でも、これ長く停電が続いた場合は、この防災無線、全く役に立たなくなってしまうという可能性が出てきます。そういった場合に、この電池の——電池についてどういった対応をするのか、これもお願いします。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） 現時点におきまして、電池の備蓄というものは御用意して

いない状況でございます。私どもといたしましても、その防災ラジオについては、通常時につきましてはACアダプターに接続していただいて御利用いただく、停電時に電池を3日間、おおよそ3日72時間ということで御案内させていただいてる状況でございます。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 防災については自助・共助、これよくいわれておりますけれども、情報は待つのではなく、自分から取りに行くという自助の意識を持てと、前回そのような御答弁がございました。この防災意識の向上につながる取組、それから先ほどのラジオの件——ラジオの貸与の件数、これもお聞きいたしましたけれども、このツールの認知拡大、これ重要だと思います。どのような取組を行っているのか、御答弁をお願いします。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。防災ラジオの普及につきまして、どのように進めているのかという御質問でございますが、普及に関する取組といたしましては、市のホームページや広報紙、そして出前講座等で御案内を行っているほか、令和4年度に全戸配布いたしました取手市総合防災マップにも掲載させていただいているところでございます。また、昨年度は10月28日に開催いたしました福祉まつりや3月16日に開催いたしましたにぎわいフェスタにおいても、スマホよろず相談に合わせまして、防災情報取得ツールの案内や防災ラジオの普及啓発を行った実績がございます。また先日行われました双葉地区の防災講座におきましても、改めて御案内させていただいたところ、もう既に15人の方から申込みをいただいている状況もでございます。このようなことに、私たちも出前講座等で行った際には、そういった案内をこれからも進めさせていただいて、より多くの方が防災ラジオを貸与していただけるよう進めてまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。どんなにいいツールがあっても、やはり知られてなければ意味はありません。広く認知してもらおうということは、私も前職でいろいろやりましたんでこういうことを、非常に難しいということは私も承知しております。ただ、現在やられていること以外でも、例えば地域の自治体だとか町会、こういったところの協力を得たり、そういったことでしっかりこれ周知していく必要があるんじゃないかと思えます。ただ、こういったツール、これは私は補助の役割だと、そのように考えております。やはり基本は防災無線、こういったところでしっかりと情報を伝えていく、これが非常に重要だと思います。防災無線が設置されてから約20年ほどたっております。やはりこの防災無線の在り方についても検討すべき時期ではないかと思えます。より高いところにスピーカーを設置するとか、あとは双葉のように高性能スピーカーの採用、こういったものを含めてどうやったら効率的にこの防災無線で市民に情報を届けることができるか、こういったことを今後も研究していただきたいと思います。

続きまして、避難所についての質問をさせていただきます。能登半島では5か月たった今も生活再建見通し、全くついてない状況です。また、台湾地震においては避難所の在り方、これ大きく報道がされました。広範囲で大きな災害が起きた場合、多くの避難者が——多くの方が避難所での生活、これ余儀なくされる可能性がございます。3・11のときに、

私の住む団地自治会、集会所、これ開設して一時待避所としました。そのときに、60人ほど来られたということでした。この避難所が開設された後、地域の自主防災会がこれを運営することになります。そうなりますと、避難所の開設、訓練、こういったものも実施しなければならないと思います。避難所の開設については、これ何回も取り上げておりますけども、茨城県南部地震、これ想定が震度6強です。この直下型の大地震が起きたときに、防災計画では、災害対策本部を立ち上げて、被害状況を確認して、それから職員を派遣して避難所の開設、このようになっておりますけども、今回の全協でも能登半島の件がございました。あの状況を見て、本当にこれ速やかな開設ができるのかと、これ対応が——初期対応遅れること、これ明確じゃないかと思えます。避難所の開設のフロー、それから前回申しあげました避難所の鍵について、これどのように——どうするかということ、これは御検討されたのかどうか、これお尋ねをいたします。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、吉田文彦君。

○総務部長（吉田文彦君） ご答弁申し上げます。避難所の開設方法についてでございます。取手市では災害の発生もしくは災害の発生するおそれがある場合には、先ほど本田議員からもありましたとおりの手順で開設というようなところになってございます。ただ、我々のほうでも今回の能登半島地震のほうの情報をいろいろと取得している中で、例えば金沢市内では、本来開設するはずの指定避難所のうち、約4割が責任者が不在で開設されなかったというような報道もされてございます。金沢市では職員が不在の場合に備えて、その地域の自主防災組織の代表者に鍵を渡していたというようなところがございます。ただし、帰省や旅行などで出かける人も多かった元旦に起きた——元旦に起きた地震ということで、こういった課題も浮き彫りになったということは十分承知してございます。災害に関しましては、いろいろそういう起きたこと、また今回の能登半島にも行った職員からいろいろなことを踏まえ？伺い？まして、これでいいということは当然ございませんので、どうしたらその速やかな開設ができるかということに関しましては、今後、我々のほうでも研究をしまして、速やかに開設ができるように、よりよい方法で開設できるようなことについては、検討させていただきたいと考えてございます。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。戸頭は——私が住む戸頭は7つの自主防災会があります。この戸頭地域では、自主防災会連絡協議会というのを組織しております。それで防災について取り組んでいるんですけども、昨年度、戸頭地域で避難所の開設訓練をしようとしたんですけども、この鍵の問題で断念いたしました。そういった経緯があります。ふだんから訓練をしていかないと、やはりこの開設、例えば避難所が開設されたと——開設するに当たって、どこに何がどのくらいあるか、そしてどういった運営をしていくのか、これやはり訓練していかないと分からない。こういったことがありますので、万一のときのために、しっかりとこういった訓練ができるように図っていただきたいなと思えます。

先ほど申しあげましたけども、3・11のときに集会所に60名ほど訪れた。ただ直下型地震、こういったものが広範囲に起きると、それこそ百名単位での避難者、出てくると

思います。この速やかな避難所の開設、やっぱり非常に重要なことだと思います。今後もそういったことをしっかりと研究と、あとどういった対応していくべきなのか、しっかりしていただきたいなと思います。それと、地域によって被害想定、やはり違います。避難所も地域の実情に合った開設の方法、これが必要になってきます。そこで問題なのが、自主防災組織がふだんから動いてない、動けない、こういった状況が各地にあると思います。そうした場合、なかなかスムーズな避難所の開設、そういったものが——待避所の開設、こういったことができない可能性が出てきます。ファーストミッションボックスというのが採用している自治体がございます。例えばこれはどういうものかという、このファーストミッションボックスの中に、こういう手順でやれば——素人でもその指示どおりやれば、まずは待避所なり避難所なりが開設ができるよというものなんですけども、こういったものの設置、例えばこの自主防災組織がなかなか動けない、それから町会とかそういう組織がないという場所において、こういったものを採用とか検討してはいかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えさせていただきます。ファーストミッションボックスの整備状況でございますが、取手市では避難所を開設した際に、避難者を受け入れるための最低限必要な物品等をまとめた避難所ボックスを現在整備している状況でございます。こちらのボックスにつきましては、現在市役所の庁舎内で一括管理してございまして、避難所開設時に避難所班の職員に引渡して、現地にて受入れ体制を整えるよう指示をしているところでございます。また避難所ボックスには避難所の運営マニュアルは入っておりますが、開設時の細かい——失礼しました、初動体制などにつきましては、訓練等を通して避難所運営を行う職員のスキル向上を図っているところでございます。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。やはりそういったことになると、避難所の開設が地元で速やかに開かれないと、職員が持っていくということになると、ますます遅れてしまうという状況になると思います。改めて、この開設の方法について、しっかりと対応ができるようお願いいたします。この台湾地震では、官民連携が鍵となって、避難所を3時間ほどでスムーズに開設されたということが報道がされました。この茨城県内では、実は昨年8月にかすみがうら市、これが段ボールベッドを災害時に確保するために、段ボールメーカーと連携協定を結んでおります。本市においても、この民間企業それから民間団体、こういったところとの協定など、これが重要になってくると思うんですけども、その辺りはどうお考えでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えさせていただきます。避難所で使用する資機材等の協定につきましては、平成30年に段ボール事業者と協定をしておございまして、災害時における段ボール製簡易ベッド等の調達に関する協定を締結しているところでございます。避難所等における段ボール製のベッドや間仕切り、トイレなどの資機材の調達につきましても、必要に応じて要請を行い、対応を図ってまいりたい、そのように考えておるところ

でございます。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。本当に災害というのはいつどこで起きるか本当に分からない状況でありますから、台湾の地震の——この避難所の開設、これ非常にいい例だと思いますので、今後も引き続きそういった協定結んでいただきますようお願いを申し上げます。

続きまして、災害関連死について質問をさせていただきます。避難所の生活などが長期に及びますと、やはりこの災害関連死、これが心配が出てきます。一番多かった新潟中越地震や熊本地震では、直接地震で犠牲になられた方よりも、災害関連死のほうが多い状況です。災害が起きたときに、この災害関連死を減らす対策、これは本市においてはどのような対応をお考えでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えさせていただきます。災害関連死の防止についてでございますが、内閣府で公表しております災害関連死事例集によりますと、災害関連による死亡者のうち、70歳以上の方の割合が多い傾向がございます。また、死亡原因のうち、避難所における肉体的・精神的負担によるものや、電気、ガス、水道等の途絶による肉体的・精神的負担によるものが多い傾向がございました。取手市では、既に避難所で使用するパーティションや段ボールベッドなどの資機材整備は行っておりますが、その他にも避難所生活における避難者の肉体的・精神的負担の軽減について配慮していく必要があると考えております。特に取手市におきましては高齢化が進んでいる地域ではございますので、このような災害関連死における対策を、今後先進自治体も含めまして調査研究してまいりたい、このように考えておるところです。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。今御答弁ありましたように取手市、本当に高齢化が進んでおります。これ、避難所が高齢者が多くなると——やはり高齢者の方になりますと持病を持って方、それから、定期的に医療を受けなきゃいけない薬を飲まなきゃいけない方、こういった方も大勢いらっしゃいます。医薬品の備蓄について、防災計画の中で、「医師会などに協力——協定締結に努め」とありますけども、これ「努め」と書いてあるんですけど、協定は結んでいらっしゃるのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） 協定のほうにつきましては、取手市医師会や龍ヶ崎の薬剤師会等で災害協定を締結しているところでございます。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。やはり薬——常備品、それからふだん飲んでる薬、これなくなりますと、これ直接的に災害関連死につながっていくと思いますので、そういったところもしっかり整備をしていただきたいと思います。

災害関連死については、県のほうでも指針を出しております。先ほど御答弁ありましたとおり、インフラですとか物理的なものだけではなくて、被災前までのコミュニティーの

形成の仕組みづくり、それから行政と自主防災会、自治会などの連携しての地域づくり、これを進めることで、災害関連死の発生抑制にもつながるとあります。また、被災後の様々な支援を受けられるということ、これを行政が平時より市民に周知啓発することが、間接的に災害関連死の発生抑制につながるともあります。やはり高齢化——本当に高齢率の高い本市、災害そのものよりもこの関連死のほうが多くなる可能性、これ十分あります。この部分についてもしっかりと取組をお願いをいたします。以上で、災害についての質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

続きまして、最後の質問となりますけれども、予防接種健康被害救済制度についての質問をさせていただきます。今年の2月頃、日本共産党の取手市委員会事務所に、市民の方より、新型コロナワクチン接種後に歩けなくなってしまったがどうしたらよいかというお問合せの電話がありました。このときは、加増議員が初めに電話の対応をいたしまして、取手市保健センターにこの旨を電話で伝えました。そうしましたら、保健センターでは分からないと言われてまして、私は厚生労働省のほうに電話をいたしました。厚生労働省では、今度は県で対応しているので茨城県に連絡をしてほしいと言われて、茨城県の県担当課に連絡をいたしました。すると今度は、県から接種をした病院に行ってもらいたい、とたらい回しに遭いました。国も行政もどこも、接種後の体調不良については対応をしないというような状況がありました。

この新型コロナワクチンの接種後の健康被害については、実は厚生労働省厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会、副反応検討部会）というところで、当初から因果関係は不明とされながらも、接種後の副反応疑い、これを医療機関から相当数の報告がされております。これは今も厚生労働省のホームページで確認することができます。こういった健康被害が起きてしまった方のために、この予防接種健康被害救済制度、これが設けられております。実は昨年より、この救済制度、全国で新型コロナワクチンによる救済制度認定数、急激に増加しております。2021年から接種が始まりまして、5月——今年の5月の20日時点で、受理件数1万1,134件、健康被害認定件数7,354件、死亡認定593件となっております。これ参考数値——参考に救済制度、2021年まで——1977年から今年の——今年じゃない、コロナワクチンの始まる2021年まで、この45年間では、この救済制度の認定数の総認定数、3,522件、うち死亡が151件となっております。私はこれ非常に重大な事態と受け止めております。予防接種健康被害救済制度、これ知らない方がたくさんいらっしゃるんじゃないかと思っておりますけれども、本市でのこの市民への周知、これはどのように行っていたのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

健康増進部長、彦坂 哲君。

〔健康増進部長 彦坂 哲君登壇〕

○健康増進部長（彦坂 哲君） ただいまの本田議員の御質問に答弁いたします。予防接種法に基づきます、予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定した際には、国から健康被害に応じた給付が行われております。申請に必要となる手続等については、先ほど保健センターでの

行き違いがございましたが、住民票を登録している市町村において行っております。健康被害救済制度の周知ということに関しましては、定期接種や任意接種、そして新型コロナワクチン特例臨時接種、これらの際にも同様の取扱いとしておりますが、制度に関する案内文を接種対象者の個別通知に同封するなど、我々としても周知を徹底してまいったところがございます。あわせて、ホームページにおきましても健康被害救済制度の周知を実施しておりますが、こちらにつきましては市民の方から、制度の情報を得るに当たって、探しにくい、分かりにくいというような御意見をいただいていることもございまして、その都度修正を行い、改善に努めているところでございます。今後も引き続きホームページにおいて、健康被害救済制度に関する周知をしっかりと行っていくこととあわせて、定期接種としての新型コロナワクチン、秋冬に接種を行われる予定ですので、これらにつきましては、制度に関する案内文などしっかりと配布するなど、引き続き周知のほうを図ってまいりたいと考えております。以上です。

〔健康増進部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。医療というのはリスクが非常につきものというか、あります。実は私の子ども、生後8か月で原因不明の劇症肝炎になりまして、肝臓移植しております。私当時……

〔チャイム音〕

○2番（本田和成君） （続）子どもが、その予後50%あるかないかと言われました。そういったことで高度医療を子どもが受けております。そういったことから医療の恐ろしさ、これ非常に理解しております。治療のために薬によってショックで死ぬ可能性、これがあるような薬というのはたくさんあります。そのために、医師はそのリスクについてこれを説明する。つまりインフォームド・コンセント、これ非常に重要になってきます。この新型コロナワクチンというのは、メッセンジャーRNAという今までにない技術を使用しております。それが認可ではなく特例承認という形で認められました。これ、違います。調べて——御存じだと思えますけど、特例承認で認められました。そのためにどのようなリスクがあるかというのは、時間とともに——経過とともに、これが様々明らかになってきました。現在、厚生労働省では、可能性のある副作用などがしっかりと公開がされております。様々な自治体においても、この重大な副作用の可能性について、ホームページでも公開がされております。本市でのホームページには、こういったリスクについて私は見つけられなかったんですね。こういったリスクについて、市民の方々にどのような情報を知らせていたのか、これ御答弁お願いします。

○議長（岩澤 信君） 保健センター副参事、柳 和恵さん。

○保健センター副参事（柳 和恵君） 本田議員の質問に御答弁させていただきます。これまでの新型コロナワクチン接種では、議員がお話しされていまして、特例でワクチンのほうの承認がされておりました。その承認がされますと、国のホームページのほうに承認されたワクチンごとの説明書というものが掲載されることになっておりました。取手市では……

[チャイム音]

○保健センター副参事（柳 和恵君） （続） その時その時の接種可能なワクチン全種類の説明書を、接種券とともに個別送付しておりました。その説明書には、使用するワクチンごとの効果、受けることができない人、注意が必要な人、受けた後の注意点、副反応健康被害救済制度についてが掲載されております。市民の方々がコロナワクチンを接種するかどうかを判断するための内容がまとめられております。より詳細な情報を知りたい場合には、厚生労働省のホームページのリンクも掲載されたものとなっております。また、同封した市からのワクチン接種の案内には、副反応についての専門的な相談窓口として、茨城県新型コロナワクチンコールセンターの連絡先を掲載しております。以上のように、新型コロナワクチンにおいては、接種を検討する市民が接種により想定される……

[チャイム音]

○保健センター副参事（柳 和恵君） （続） リスクとベネフィットを適切に判断できるよう、情報提供を行ってまいりました。以上です。

○議長（岩澤 信君） 以上で、本田和成君の質問を終わります。

続いて、古谷貴子さん。

[4番 古谷貴子君登壇]

○4番（古谷貴子君） 公明党の古谷貴子です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回、2回目の質問になります。今回は、地震や水害などの災害時に避難生活を送る女性、妊産婦、乳幼児向けの避難用品について質問させていただきます。まず1つ目の質問ですが、災害対応時の女性職員の配置についてお聞きいたします。災害が起きたとき、女性、特に妊産婦や赤ちゃんを抱えていらっしゃる方が避難所で避難するということは、心身ともにとてもデリケートになり、ストレスを感じていらっしゃると思います。男性職員には相談しづらいようなことが相談でき、フォローをしていただける女性職員の配置は可能かお聞きいたします。

[4番 古谷貴子君質問席に着席]

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

総務部長、吉田文彦君。

[総務部長 吉田文彦君登壇]

○総務部長（吉田文彦君） それでは、答弁させていただきたいと思います。取手市におきまして、災害が発生した場合や、災害が発生するおそれがある場合には、災害の種類や規模に応じまして、災害応急処理本部、警戒本部、災害対策本部を設置し、地域防災計画に定める組織体系に基づきまして、各班ごとに職員の班編成を行い、迅速かつ円滑な災害対応を行う体制整備を行ってございます。災害時の活動体制における避難所班につきましては、福祉部、健康増進部、教育委員会の職員で構成されまして、担当部局におきまして可能な限り女性職員の配置に配慮した班編成を行ってございます。令和6年度の避難所班におけます班編成についても、各班において最低1名以上の女性職員を配置した人員編成となっております。避難所運営におけます女性への配慮につきましては、当市といたしましても非常に重要なテーマと認識しておりまして、取手市避難所運営マニュアルにおい

て、令和3年度に市民協働課の協力を得まし——得まして見直しを行い、「女性向けの日用品等の配布は、女性トイレや更衣室などの女性専用スペースで行う、また女性担当者が配布するなどの配慮をする」といった文言を追記してございます。また、長期にわたる避難所生活など、状況によりまして更衣室や授乳室などの女性専用スペースが必要になってまいりますので、市の備蓄品でありますパーティションなどを活用いたしまして、そういった避難所の女性用のスペースを確保していくというような取組を行ってまいりたいと考えてございます。以上です。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

2つ目の質問をさせていただきます。全国自治体でも、生理用ナプキンなどは8割以上の自治体が備蓄しているとのことですが、妊産婦用の衛生用品は1%未満との調査も出ております。本市におきましては、女性用生理用品や妊産婦向けの衛生用品の備蓄はどれくらいあるのでしょうか、お聞きします。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えさせていただきます。女性用の避難用品の備蓄については、先ほど部長より答弁させていただきましたが、避難所生活において非常に重要なテーマであると認識しており、今年度に購入を予定しているところであります。購入に際しましては、女性用の避難用品であることから、購入数するなどを含め、避難所の運営に携わる女性職員等の意見も頂戴しながら進めてまいりたいと考えております。また、妊産婦向けの避難用品については、妊産婦用の下着等が考えられますが、現時点で備蓄しているものはございません。議員ご指摘のとおり、先ほどの女性用の避難用品と同様に、避難所生活においては必要な物品と考えておりますので、購入の検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。備蓄品については購入による整備だけではなく、生活用品を取り扱っている業者との災害協定を締結しており、災害時には協定業者から生活用品を確保・提供していただく、いわゆる流通備蓄、そういったものの対応も考えているところでございます。なお、災害時における備蓄品につきましては、自助という観点から、各個人や各ご家庭で備蓄していただくことも非常に大切だと考えております。平時から各ご家庭において、非常時に必要な備蓄品の整備について、食料品だけではなく、避難所で必要な生活用品などの備蓄についても考えていただけるよう啓発を進めてまいりたい、このように考えております。

○議長（岩澤 信君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） ありがとうございます。細かいことであれなんですけれども、それから定期的な交換が必要となりますが、お尻ふきや体を拭けるようなウェットティッシュなども備蓄できるとよいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。乳幼児のお尻ふきに限定した備蓄はございませんが、ウェットティッシュにつきましては、現在4,000本の備蓄がございます。

このウェットティッシュはタオルサイズでノンアルコールタイプとなっていることから、入浴できない場合の体拭きなど、様々な用途での使用が可能であると考えております。

○議長（岩澤 信君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） 大変にありがとうございます。女性の——3つ目の質問をさせていただきます。液体ミルク、哺乳瓶、離乳食などの備蓄についてです。市として、液体ミルク、哺乳瓶、離乳食などの備蓄はどれくらい用意されているのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えさせていただきます。取手市では、災害時における乳幼児向けの用品といたしまして、粉ミルク 800 グラムが 8 缶、液体ミルク 240 ミリリットルが 240 缶、離乳食については瓶詰めタイプとボックスタイプの 2 種類がございまして、それぞれ瓶詰めタイプ 144 個、ボックスタイプ 135 個、そして哺乳ボトルについては衛生面を考慮し、瓶ではなく使い捨てで伸縮性のある素材のものを 396 本備蓄してございます。粉ミルク、液体ミルク、そして離乳食につきましては、消費期限が 1 年間であることから、毎年購入し入替えを行っております。また、消費期限の近いものにつきましては、子育て支援課を通じて市内で希望する保育所等への配布や、社会福祉協議会を通じてフードバンクへ提供するなど、有効に活用しているところでございます。

○議長（岩澤 信君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） ありがとうございます。女性の意見を取り入れて、細かい点ではありますが、備蓄品を揃えていただけると安心感が増すと思います。どうぞよろしく願います。

4つ目の質問をさせていただきます。トイレの確保についてです。3・11のときには、我が家は2日間水が止まって、大変トイレで苦勞いたしました。このトイレの確保、イコール水の確保ということになります。本市市内にもマンホールトイレがあると伺いましたが、どこに何か所あるのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えさせていただきます。災害時の避難所におけるトイレにつきましては、原則といたしまして、避難所に常設されているトイレを使用させていただきます。しかしながら、先日の能登半島地震のような大規模な災害が発生した場合には、断水等で常設のトイレが使用できない状況も想定されます。現在、災害時にトイレが使用できない状況に備え、災害時用の簡易トイレを備蓄しているほか、民間企業等の災害協定により仮設トイレの設置など、各種災害時におけるトイレの確保に努めているところでございます。断水時にも使用が可能なトイレであるマンホールトイレは、井野なないろ保育所に 7 基、北浦川緑地公園内にも 3 基整備されてございます。さらに、福祉避難所となるウェルネスプラザのトイレは、地下に緊急汚水槽を設置し、断水時も利用できる構造となっております。災害時におけるトイレ対策については、能登半島地震で被災地へ派遣した職員からの報告や、災害関連死の防止のための早急な対応について、大きくメディアでも取り上げられていることから、重要性の高い事案と考えております。

○議長（岩澤 信君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） ありがとうございます。一番、トイレが生活に根差した悩みでもありますので、ぜひ検討をよろしく願いいたします。5つ目の質問をさせていただきます。避難所に来られない方々の自助め共助の仕組みづくりについて質問をさせていただきます。取手市内全域が災害に遭った場合、避難所に来られない人たちの数が圧倒的に多いと思われます。現在、市内に自主防災会はどれくらいあるのかお聞きいたします。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えさせていただきます。災害対応におきましては、災害情報の共有や安否確認、避難行動など、地域住民同士での助け合いが非常に重要となります。地域住民同士での助け合いにおいて中心的な役割を担うのが自主防災組織でございます。自主防災組織につきましては、市内に現在89組織ございまして、各自主防災組織がそれぞれ工夫をし、その地区に合った活動を行っていただいております。また、自主防災組織への支援といたしましては、毎年自主防災組織の運営に伴う補助金を交付しているほか、依頼に基づく出前講座の実施や、各種防災関連事業に伴う御案内などを行っているところでございます。

○議長（岩澤 信君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） ありがとうございます。自主防災会などで避難訓練などを行っているところの地域住民の災害に対する意識は高いと思われますが、現在自主防災会の活動をしていない地域に、市としてどのように今後進めていただけるのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。現在、市内において自主防災組織が決定され——結成されていない地区が大字単位で15地区ございます。市といたしましては、地域防災力の強化に向け、昨年度は自主防災組織未結成地区を対象に、常総市の根新田町内会の須賀英雄氏を講師としてお招きし、自主防災組織の必要性や活動内容に関する講演会を実施いたしました。今年度につきましても引き続き自主防災組織の重要性を訴える各種取組を行い、自主防災組織未結成地区解消を図ってまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） 大変にありがとうございます。一つ一つの質問に大変詳しく明確に答えていただき、ありがとうございます。災害が起きたときこそ、一番身近な地域の皆さんの共助が一番大切だと考えます。先日もまた能登地方で大きな地震がありました。本市におかれましても、防災・減災に力を入れていただき、市民の皆様の命と財産を守れる体制を強化していただけますようよろしく願いいたします。以上でこの質問を終わります。

それでは質問事項の2つ目、猫の登録制度の導入について、質問をさせていただきます。1つ目の猫の住民票に当たる登録制度の導入についてでございます。ここ数年、コロナ禍の影響もありペット需要が大変増えております。特に現在、犬よりも猫を飼っている方が多いと統計にもあります。しかし、犬の登録は随分前から徹底されており、狂犬病ワクチンのはがきが届いたり、定期的にワクチン接種も進められています。我が家でも2年前まで犬を飼っていました。今回猫を飼おうということになり、いろいろと調べていくと、猫

は犬のように登録をしないことが分かりました。飼い主の意識を高める意味でも、ぜひとも猫の登録制度の導入を推進していただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、野口 昇君。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君登壇〕

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 古谷議員の御質問に答弁いたします。猫の住民票に当たる登録制度の導入につきましては、全国的に導入している自治体は少ない状況であります。茨城県内では古河市が令和5年4月より、県内初めて飼い猫に個別の番号を振り分ける愛猫登録制度の運用を開始しております。古河市では飼い猫を登録した際に、鑑札や門標シール、首輪、登録した猫の情報や飼い主の情報が記載された愛猫カードを交付して、飼い主に適正飼育の促進を図っています。議員から御提案のありました猫の登録制度の導入につきましては、飼い主の意識の向上、野良猫や多頭飼育の問題解決にもつながることが期待できますので、古河市や県外で猫の登録制度を導入している自治体の実績や課題などを調査し、取手市動物愛護協議会などの関係機関と導入について研究を進めてまいりたいと考えております。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） ありがとうございます。ぜひ導入の推進をよろしく願いいたします。2つ目の質問の、飼い猫のマイクロチップの助成金制度の導入についてです。逃げ出した猫が野良猫化し、地域でも猫のふん尿被害が多く聞かれる時期もありました。最近、ボランティアさんなどが猫の避妊手術を進めてくださり、耳カットされた猫を多く見ます。地域猫として大変かわいがられています。逃げ出した猫が野良猫化している場合もとても多いようです。できれば飼い猫にもマイクロチップを埋め込み、迷子になり保護されたときに飼い主が分かるようにしてはと思います。そのマイクロチップを埋め込む助成金制度の導入を推進していただければと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（岩澤 信君） 環境対策課長、木村太一君。

○環境対策課長（木村太一君） マイクロチップの助成金制度の導入ということでお答えさせていただきます。まず、このマイクロチップですけれども、動物の愛護及び管理に関する法律が改正されまして、令和4年の6月1日からですけれども、ペットショップ等で販売される犬猫について、マイクロチップの装着、それから飼い主の情報の登録というのが義務化されました。マイクロチップを装着してその情報を登録することについてのメリットにつきましては、今議員からもお話ありましたように、迷子になったりであるとか、それから災害のときなどいなくなってしまうときに保護された場合、早期に飼い主へ返還することが可能でありますし、また飼えなくなったといったような理由で遺棄されてしまうことの防止にもつながるといえることが期待されます。現状では、このマイクロチップの助成金制度は、取手市独自で行っているというものはございませんけれども、茨城県の獣医師会で実施しておりまして、県全体で先着1,000頭分の犬猫について、マイクロチップの助成事業を行っております。この令和6年度分の事業については、既に取手市のホー

ムページの中でも御案内しているというところがございます。議員から御提案いただきました市独自のマイクロチップの助成制度ですけれども、まだ導入している自治体少ないんですけれども、それを行っている近隣の自治体の状況など、これから調査研究をしていきたいというふうに考えているところがございます。

○議長（岩澤 信君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） 大変にありがとうございます。動物好きの我々にとって本当に大事なテーマでございますので、ぜひ市としても取り組んでいただければと思います。また今後、猫の登録は猫の安全や市民の環境——生活環境の向上につながっていくと思います。ぜひ導入をよろしく願いいたします。以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（岩澤 信君） 以上で、古谷貴子さんの質問を終わります。

続いて、杉山尊宣君。

〔5番 杉山尊宣君登壇〕

○5番（杉山尊宣君） 創和会の杉山尊宣です。通告に従って一般質問をさせていただきます。今回は3つの項目に分けて質問をさせていただきます。初めに、桑原開発に関しまして質問をしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。まずは、3月に行われました前回の第1回定例会において、新たに副市長が選任同意されました。伊藤副市長、黒澤副市長におかれましては、このたびの副市長への御就任、誠におめでとうございます。その中で黒澤副市長の経歴を拝見し、国土交通省入省から公園・まちづくり調整官、常陸海浜公園事務所長、そして政令指定都市の都市整備部都市政策調整官、県の土木交通部技監など、都市計画や都市整備に関する豊富な経験をお持ちであることに感銘を受けました。このような経験をお持ちの副市長が市街地整備に関する政策を推進することは、市民にとって大きな期待であると考えております。中村市長が公約に掲げた西口開発や桑原開発については、市民の関心が高く、早期実現が望まれております。道路等のインフラ整備だけではなく、市街地の魅力を高めるための開発が求められていることは、黒澤副市長も御存じのことと思います。特に私が住んでおります桑原地区からも、桑原開発についての期待の声、関心が大きくなっております。これまでも桑原地区の開発に関しては、多くの議員の皆様からも様々な意見、御質問ありましたが、新たな副市長が就任したタイミングで改めてお伺いいたします。様々な期待が寄せられる中で、桑原開発についてどのように早期実現に導いていくのか、現在の御所感をお聞かせください。

〔5番 杉山尊宣君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

副市長、黒澤伸行君。

〔副市長 黒澤伸行君登壇〕

○副市長（黒澤伸行君） 杉山議員の御質問にお答えいたします。桑原開発に対する所感はということでございますが、御質問の中で御紹介いただきましたとおり、国土交通省での経験に加え、県や市のまちづくりに携わってきた経験を生かしまして、国との調整をはじめ、まちづくり手法の企画立案を行い、市の政策を強力に推進していきたいと考えてお

ります。市長のマニフェストや総合計画では、生活に身近な道路のインフラ整備事業のほか、将来にわたって活力を生み出す西口開発や桑原開発といったメイン的な市街地整備事業の推進が掲げられております。これらの政策を実現していくことで、市長がキャッチフレーズとしている、「住み続けるほど好きになる街」の魅力向上につながるものと考えております。そして、私の使命としては、これまでの国、県、市での経験を生かしながら、市の政策の着実かつ早期の実現へと導いていくことと認識しております。特に御質問のありました桑原地区の開発計画については、取手市の都市構造を大きく変革させる重要事業として認識しております。着任後に現場に赴きまして、担当者から説明を受けながら現場確認を行っております。地区の内外を俯瞰する中で、国道6号や上新町環状線の交通状況をはじめ、近年拡幅が——工事が進められている相野谷川の整備状況や、農業用水の給水状況、このほか公共公益施設である警察・消防署が立地していることを確認しております。事業を進める上では、これらの公共施設を所管する国県等の関係機関との円滑な調整が不可欠と考えております。また、桑原開発については、事業協力者であるイオンモール、イオンタウンが地区全体の土地利用を計画されておりますが、公共施設に関しては事業協力者の土地利用との調整も必要となります。この調整の中で整備効果が促進される方策についても検討したいと考えております。多くの市民の皆様の期待に応えるため、桑原開発の早期事業化を目指すことはもとより、整備効果が促進されるよう、事業協力者と連携して桑原開発を進めてまいりたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。これまでの御経験と実績に基づき早期の政策実現に導いていくという言葉があり、大変うれしく思います。また、既に現場を確認されているということですが、国の立場から見て、桑原開発についてはどのように見えていらっしゃるのか、その課題や課題解決の方策について、お考えがあればお聞かせください。

○議長（岩澤 信君） 副市長、黒澤伸行君。

○副市長（黒澤伸行君） お答えいたします。桑原開発における課題と解決方策という御質問についてですが、課題は大きく分けて3つあると認識しております。1つ目は、農林協議を含めた国県などとの関係機関協議です。地区の内外には国道や河川など、国県が管理する公共施設があるほか、下水道などの重要なインフラ施設が埋設されております。多岐にわたる関係機関との協議を円滑に進めていくことが課題といえます。特に市街化区域編入の都市計画決定に必要な農林水産省との農林協議については、時間を要している現状にあります。早期の協議完了となるよう、国が求める協議項目に的確に対応できるよう、市の担当課と協議などを行っております。また、国の本省や出先機関にも出向きまして市の重要事業に関する説明と協力の要請も行っております。今後も担当者への助言にとどまらず、必要に応じて国や県などの関係機関に赴くなど、事務方の先頭に立ち、強力で推進してまいりたいというふうに考えております。

2つ目は、事業協力者の土地利用との連携です。地区全体の土地利用に関しては、基本的に事業協力者が計画するものですが、全てを事業協力者に任せるのではなく、行政側と

しても、事業協力者と連携して、より一層のにぎわいが創出される施策を検討すべきと考えております。例えば、区画整理で生み出される公園を単なる公園とするのではなく、カフェやサービス施設などの商業施設と連携した事例もいろいろとありますので、来街者が長時間心地よく滞在するなどの方策については、官民協働で検討することもできると考えております。

3つ目といたしましては、地権者の組合設立に向けた合意形成の支援です。組合を設立していくためには、地権者の事業への理解はもちろん、事業協力者との借地契約の合意に至ることが多くの地権者の前提条件となっております。令和5年度は地権者懇話会——懇談会の中で、区画整理事業と借地計画のそれぞれの留意事項や検討事項について意見交換が行われておりますが、今後は地権者と事業協力者との円滑な契約条件の協議が進められるように、地権者組織の設置を支援してまいります。この際、区画整理事業や借地契約に対する地権者の理解と納得を得られるよう、地権者の合意形成に注力していきたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。事業化に向けては大きく3つの課題があるということが分かりましたが、同時に解決の方策も考えられ、御自身でも国、県、関係機関に赴いて行くなど、既に黒澤副市長の中では具体的な将来展望をお持ちのように感じました。

最後に、今後の見通しについて、どのようなスケジュール感で取り組んでいく予定であるのか、現時点でのお考えをお聞かせください。

○議長（岩澤 信君） 副市長、黒澤伸行君。

○副市長（黒澤伸行君） お答えいたします。今後の見通しといたしましては、農林協議に関しましては現在も協議は継続しておりますが、茨城県の感触と協議内容から総合的に見て、協議は進捗していると認識しております。協議の早期完了に向けてしっかりと取組を進め、協議完了後は速やかに都市計画決定に向けた取組を進めてまいります。並行して区画整理組合の設立に向けて、事業計画の精査や地権者の合意形成支援を進め、都市計画決定後には事業認可の取得と組合設立に向けて調整し、換地設計完了後、速やかに造成工事を着工したいと考えております。また、広大な敷地であり、場所によって圧密沈下の期間が異なることから、幾つかの工区に分けて造成工事を行い、完了した工区から順次、使用収益開始となることが想定されます。使用収益開始後から速やかに土地利用を図っていただけるように、事業協力者と調整していこうと考えております。また、整備効果を高める事業協力者との連携手法についても、事業協力者の商業施設計画の廃止と併せて整理できるよう協議したいと考えております。桑原開発は、取手市の重要事業であるとともに、市民の皆様からの大きな期待を背負った事業であることを認識しております。市長が掲げる政策の推進役として、職員の先頭に立ち、政策実現に邁進してまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。副市長から様々な御回答をいただきま

した。ありがとうございます。私もこの桑原開発については、市民皆様の大きな関心事であると同時に、取手の今後を大きく左右するプロジェクトであるという認識をしております。ただいま黒澤副市長から、市長が掲げる政策の推進役として職員の先頭に立つという心強い言葉を聞くことができました。また、関係機関協議の中で、農林協議について前進していることが確認することができて安心いたしました。市長のマニフェストには、継続と挑戦が掲げられており、桑原地区に関しては加速化させるとお話をされております。御答弁いただいたとおり、黒澤副市長には政策の推進役として、ぜひ職員の先頭に立って政策実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。私も議員の立場として市民の皆様の声、近隣の方々の御意見を聴き、桑原開発における課題解決や今後の様々な問題に対し力を尽くしてまいりたいと思います。この項目については以上となります。ありがとうございました。

続いて、次の質問に移ります。第69回とりで利根川大花火についてということで何点かお伺いいたします。私も取手市民の一人として、取手の花火大会というものに思い入れがたくさんあり、多くの市民の皆様にとっても、取手市を代表する夏の風物詩となっていると感じております。しかしながら、物価高騰や警備強化による経費が膨張したこと、新型コロナウイルスの影響で協賛金を集めにくくなったこと等による資金難により、中止に追い込まれた花火大会が増えております。今後も各行政の補助金も減る傾向にあると見られ、中止はさらに増える可能性があるのではと予想されております。そんな中、本市においては、今年花火を増発し、大会の規模を拡大するとともに、取手の魅力のさらなる向上を図るとされており、市長も予算説明の中で「取手の名を全国に発信していく」と力強い言葉を発していたため、昨年以上の大きな期待を感じているところでもございます。全国でも様々な課題を抱えている花火大会ですが、今後も持続可能なものにしていき、取手の魅力の大きな発信につながるものとして、未来を見据えた事業にしていきたいと思います。そこでずばり、今年の見どころについてお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、野口 昇君。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君登壇〕

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 杉山議員の御質問に――花火大会についての御質問に答弁させていただきます。取手の利根川花火は、皆さん御存じのとおり、昭和5年、大利根の開通を――大利根橋の開通を記念して始まり、今年で第69回を数える大変伝統のある花火大会で、取手市最大のイベントであります。取手の夏の風物詩として毎年開催を心待ちにしている方も非常に多く、日程も毎年8月の第2土曜日の開催で、お盆にも近いことから、帰省される方や近隣の方も、例年多くの方から御来場をいただいております。コロナ禍におきましては、中止にせざるを得ない時期もありましたが、通常で開催で行った昨年は、スターインや音楽花火、尺玉の打ち上げに加え、ドローンショーをサプライズで実施し、御覧いただいた多くの皆様から御好評をいただきました。例年ご協賛をいただいている地元企業、市内事業者や各商店会など、多くの市民の皆様の御協力により、盛大に開催させていただいているところでございます。

さて、今年の御質問のとりで利根川大花火の見どころというところですが、議員がおっしゃいますように、予算説明の際に市長からも増発について説明がありましたが、打ち上げ発数を前回から約3,000発増発し——約3,000発の増発し、約1万発の規模に拡大して実施いたします。これも参加煙火店などと連携し——これまでも参加の煙火店などと連携しまして、お子様向けのものや和火と呼ばれる自然原料を用いて、伝統的な製法で作られる花火などを実施してきましたが、今年はさらに皆様に驚きと楽しみを届けられるように、打ち上げ内容やプログラムにも嗜好を凝らして実施できるよう準備に取り組んでおります。また、昨年、御好評をいただいたドローンショーもプログラムを変えて実施いたします。今年は8月10日の開催を予定しており、お盆期間に連続している恵まれた日程でもあることから、多くの方の来場を見込んでおります。何よりも御来場いただく皆様の安全を第一に、運営面においても関係機関とは密に連絡を図り、十分な準備の下、開催に取り組んでまいりたいと考えております。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。答弁にありましたとおり、特に昨年の花火大会においては、初のドローンショーも行い、また一味違った多くの反響もあったと思います。今まさに協議中であることや、サプライズで行うものもあると思いますので、ぜひ内容のほうもインパクトがあるものを御提案いただき、大きく盛り上げていただきたいと思います。また先日、協力会社であるレッドクリフ様が、日本初で花火搭載ドローンを用いたテスト飛行に成功したと発表されました。今後、企業や自治体との連携を含め、全国各地で実用を目指すとなりましたので、こちらの話も含めまして今後にも大きく期待をしております。そして先ほど答弁にもありましたが、本年度は日程にも恵まれております。昨年、ドローンショーも話題になったことから、昨年以上に来場者が増えると思われませんが、運営体制については変更点あるのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部次長、海老原輝夫君。

○まちづくり振興部次長（海老原輝夫君） 杉山議員の御質問に答弁させていただきます。まず運営体制といたしましては、例年主催の観光協会が中心となりまして交通、警備、また会場警備の面におきましては警察、消防、または取手駅さんなどと各関係機関や警備会社など、委託業者とも連携して全体の運営を行っているところでございます。今年度の来場者見込みにつきましては、先ほども申し上げましたが、花火内容を拡大して実施すること、また日程が8月10日土曜日の開催を予定しておりまして、連休がお盆期間に連続しているため、議員おっしゃいますように、大変多くの方に御来場いただけるものと想定をしているところでございます。このことへの対応につきましては、会場警備また会場周辺の警備、安全管理の面におきまして、今後、関係機関の意見を伺いながら協議を重ねていき、安全かつ円滑な開催のために必要な人員の配置等について調整を図ってまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。会場全体の大きさについては変えること

ができないため、来場者が多くなれば、人流等をコントロールする対応を考えておく必要があると思います。大きな事故が起きないように、様々想定しながら協議して欲しいと思います。そして昨年の課題としまして一つ、駅から近いエリアに人が多く流れて、大きな事故がなかったものの課題を残したと聞いております。そんな中、先日、今年是有料席を設けるとの発表がありました。こちらについてはどのような意図があるのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部次長、海老原輝夫君。

○まちづくり振興部次長（海老原輝夫君） お答えさせていただきます。議員おっしゃいますように、今年には敷席から鉄橋までの堤防斜面部分を有料エリア席とさせていただきます。このことにつきましては、先日の定例記者会見においても発表させていただきました。市ホームページや観光協会ホームページでお知らせをさせていただいているところでございます。有料席を設置した意図はどの御質問ですが、昨年の花火開催時におきまして、大変多くの方に御来場いただいたところ、今回有料とさせていただく敷席より上流側への入り口周辺の堤防上通路、また階段、堤防下の道路に大きな混雑が発生したということへの対応で、安全対策のためできるだけ混雑を回避するためのものがございます。これによりまして、敷席から上流側へは一定数の御入場とさせていただきまして、一般の観覧エリアといたしましては、敷席から下流側に設けさせていただく予定でございます。下流側におきましては、河川敷の堤防の河川敷の平地の部分でも、サッカー場など広く一般の観覧エリアを設けさせていただきますので、ぜひそちらも御利用いただくなど、皆様の御理解、御協力をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。やはり昨年の課題を踏まえての安全対策のためでもあると認識をさせていただきました。ぜひ、こちら初の試みであると思いますので、大きく周知していただいて、来場者のスムーズな動線確保や全体の円滑な運営につなげていただきたいと思います。そして、これまでも様々な課題があり、御意見があったと思います。そこで、今までどのようなお声があり、近隣の方々のお声に対しては、現状どのような対応をしてきているのか、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部次長、海老原輝夫君。

○まちづくり振興部次長（海老原輝夫君） お答えさせていただきます。近隣の皆様には、特に交通規制の面でも多くの御協力をいただいているところでございます。規制範囲にお住まいの皆様には、自家用車の乗り入れ時間なども制限がかかってしまうため、交通規制等については、私どもで事前に広報などでお知らせするとともに、直接ご説明に伺ったり、チラシ等で御協力をお願いしているところです。また駐車禁止箇所へは、表示を行うなど周知に努めているところでございます。

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。今「直接ご説明に伺ったり」ともありましたが、近隣住民の皆様の心情を考えますと、事前の御挨拶や案内があるのとないのとでは、その後の対応も全然違ってくると思いますので、できる限り近隣の方々への事前対応

のほうもよろしくお願ひいたします。

続きまして最後の要旨になります。全体の警備体制についてはどのような対応で、変更点等はあるのか、お伺ひいたします。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部次長、海老原輝夫君。

○まちづくり振興部次長（海老原輝夫君） お答えさせていただきます。まず、全体の警備体制ということでの変更点なんです、花火当日の会場及び会場周辺の警備に関しましては、警察、消防、警備会社と連携を図って対応に当たっているところではございまして、今後、関係機関との協議によりまして、人員配置など細かいところの調整を行ってまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。警備についてもこれから協議を進めていくところであると思いますので、各連携をしっかりと深めていただいて、昨年以上の想定の中で行っていただきたいと思ひます。

それではこの全体の中で小堀地区の警備については、どのような現状でどのような課題があるのか、最後にお伺ひいたします。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部長、野口 昇君。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 御質問にお答えいたします。小堀地区——近年、利根川対岸側になります小堀地区、我孫子市側でも御覧になる方が年々増加しております。そのため、駐車禁止等への対応には、主催側といたしましても我孫子警察とか——との警察への交通誘導、迂回のお願ひや警備員の増員などにより、体制を強化を図っているところ、これまで小堀地区にお住まいの皆様から直接ご指摘をいただいたことはあまりありませんでしたが、これも小堀地区の皆様がとりで利根川大花火に対して、御理解と御協力をくださっているものと感謝しているところでございます。開催に当たっては、周辺地区の皆様にお迷惑をかけないように配慮し、安全かつ円滑な運営で適切な対応策について関係機関と協議を進めてまいります。今年は約1万発にグレードアップした花火とドローンで取手の夏の夜空を彩り、取手市の魅力を発信していきたいと思ひます。いろいろな関係機関の皆様、それと議員の皆様、あと市民の皆様にも、御支援と御協力をお願いしたいと思ひております。

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。実はある小堀地区の方から、花火大会の路上駐車が多いと耳にしました。また、花火大会終了後に、帰宅者が抜け道を求めてなのか、迷っているのか、小堀地区へ進入してきてしまい危険だという意見も聞いております。ぜひこちらについても事前の告知での周知や表示、進入禁止の看板設置など、対策をしていただきまして、小堀地区の対応についてもしっかりと目を向けていただき、警備に当たっていただきたいと思ひます。様々質問をさせていただきましたが、私もいろんな答弁を聞きまして、非常に楽しみで大きな期待をしている、この事業であります。取手市の魅力を存分にアピールしていただきまして、新たな未来を切り開く大きな一日にしていただくと期待をして、この質問を終わりにいたします。ありがとうございます。

続きまして、ドローンの活用についてお伺いしてまいります。先月、本市においては、5月20日に無人航空機による災害対策活動に関する協定についてということで、ドローン産業株式会社様との協定を締結されました。ドローンの可能性については、全国でも多くの自治体が注目し、様々な分野においてドローンが活用をされております。多くの活用事例や実証実験が行われ、ドローンの可能性に大きな期待が寄せられていると感じております。ドローンの運用については様々な課題もありますが、国では航空法の改正や運航管理の制度整備を進めるなど、これからドローンによる事業化促進がますます進んでいくものと思います。少子化対策や人手不足に伴って——少子高齢化や——失礼いたしました、人手不足に伴って物流や点検などにも様々なドローンの活用が期待されている中で、これまでのドローンを活用した本市の取組について、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは、杉山議員の一般質問に御答弁させていただきたいと思っております。現在、全国の自治体におけますドローンの活用につきましては、各地の課題解決や地域の発展の一翼を担う重要なツールとなっております。災害や防災活動、農業の効率化、それから環境振興、教育環境の拡充、交通インフラや公共施設の点検など、多岐にわたる分野でドローンが活用されているところでございます。議員ご質問の取手市におけるドローンの活用の現状でございますけれども、無人航空機による災害対策活動に関する協定——先ほど御紹介いただきました内容でございます。それ以外にはシティプロモーションにおけますPR動画の撮影ですとか、先ほどの一般質問にもございました昨年の花火大会におけるドローンショーなど、観光振興においても活用しているというような現状でございます。また、今年度なんですけれども、消防本部のほうでは災害対応ドローンを購入する予定でございます。近年頻発している大規模な自然災害において、現場活動をするまでの準備時間が短い。空中ドローンを活用した災害情報収集は非常に有効であり、より早い段階で被害状況の把握ができるため、災害対応が迅速かつ効果的に実施できることから、消防で災害対応のドローン活用をしていくというようなことでございます。以上、現状でございます。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。様々な活用がなされている中で、今答弁にもありましたが、令和6年度予算書の中で消防費の中にも新規で540万円が計上されております。高性能で高機能のドローンを1台配備するとのことでございました。こちらについても、今後起こり得る災害に備えての迅速な情報収集ということになると思いますが、災害協定においては、想定しているドローンの活用や協定内容の具体的な対応についてはどのようなものがあるのか、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。現在、市では、無人航空機による災害

対策活動に関する協定を2社と締結してございます。協定内容につきましては、災害対策基本法第2条第1号の定める災害が発生し、またそのおそれがある場合において、ドローンによる災害情報の収集等の活動に関し、市の要請に基づき、必要な映像や画像等の情報収集を実施していただくものでございます。具体的には、発災時等において、建物の倒壊や道路冠水など、人や車両の進入が難しい危険な場所などの現場確認や情報収集または記録など、ドローンにより空撮映像が必要と判断した際に、協定に基づく要請を行い、災害対策本部や災害応急処理本部内で被災現場の状況を共有し、迅速な初動対応及び対策に活用してまいります。また平時においては、協定に基づく協力活動が円滑に行われるための防災訓練等への参加協力がございます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。やはり先ほど答弁にもあったとおり、災害時におけるドローンの活用については、正確な災害の状況や必要な災害対応を図る上で、迅速に、かつとても高いものと思いますので、平時からの準備はもちろん、今後の様々な協議も加えながら、あらゆる想定の中で今後進めていっていただければと思います。こちらで要旨は終わりになります。

次に、ドローンを活用したまちおこしに関しましてですが、先ほど答弁にもあったとおり、シティプロモーションや花火大会におけるドローンショーなど、観光振興にも大きな役割を担っていると考えております。昨年の花火大会では、様々SNS等でも取り上げられるなど話題となっており、この取手市はドローンのイメージが少なからずではありますが、ついているのではないかと感じているところです。町のPRのためにも、ドローンの活用には大きな可能性があると思い、さらなるドローンのイメージを推進していくことで、取手市の魅力が増すのではと考えます。ちょっとこちらで資料を出します。

〔5番 杉山尊宣君資料を示す〕

○5番（杉山尊宣君） こちらは、実は私が青年会議所に所属していた2019年の子ども天国において、ドローンサッカーのブースを設けたときの——ことがありました。写真でございます。こんな形でドローンサッカー——ちょっと簡易的だったんですけども、やらせていただきました。体験的な要素が強いブースではございましたが、子どもたちにとっても好評で、とても面白いスポーツであり、老若男女問わず様々な方々が同じフィールドで戦うことができることもあり、大きな可能性を感じさせていただきました。そこで、ドローンの活用ということで、郷土愛に根差した一市民スポーツの振興を掲げている本市で、このドローンサッカーを取り上げていただき、まちおこしに活用——今後、活用するのはいかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 市長、中村 修君。

〔市長 中村 修君登壇〕

○市長（中村 修君） ただいま杉山議員から、ドローンの活用をしたまちおこしについてということで貴重な御提案をいただきました。私自身もドローン技術の向上とともに、その活用には無限の可能性を感じています。そのため、まちおこしについても、ドローンサッカーをはじめ多方面での活用を検討してまいりたいというふうにも考えていま

す。また、ドローンサッカーとかもそうなんですけども、eスポーツもそうだと思うんですけども、そういう何かのきっかけから本格的にいろんなことに進んでいく。ドローンであればドローンサッカーで子どもたちが遊ぶ中で——あれは免許が要らないので、そういったところで経験したおかげで本格的にそういうドローンの道に進むという方も出てくるかもしれない。そういった可能性も秘めてるかなというふうに思っています。詳細につきましては、担当部長より答弁を申し上げます。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） 杉山議員の御質問に市長の補足答弁をさせていただきます。近年、ドローンの技術が進化し、趣味から産業界に至る様々な分野で活躍しております。このような中で、まちおこしにもドローンが有効なツールとして注目され、全国各地でドローンを活用した関連企業の誘致や、ドローンの空撮体験、ドローンレースなど、地域の特性に合わせ、まちおこしの取組が行われております。ただいま杉山議員から御紹介いただきましたドローンサッカーは、ドローンを操縦してボールを相手ゴールに運ぶというルールで行われ、空中でのアクロバティックなプレーが魅力的な次世代スポーツといえると思います。また、障がいの有無や年齢、性別を問わず、同じフィールドで楽しめるバリアフリーなスポーツとして注目もされております。地域の活性化の手法としても期待されていると聞いております。ドローンサッカーを開催することで地域の魅力を発信し、観光客の誘致や地域住民の交流促進につながると期待されております。先ほど杉山議員から、ドローンの可能性や魅力に早くから注目し、子ども天国で体験型のドローンサッカーを開催されたとお話をお聞きしました。近隣の河内町でもドローンサッカーの体験会などの開催を検討しているとも聞いております。市としましても、ドローンサッカーをまちおこしの有効な手段の一つとして、全国の先進自治体等から情報収集をするとともに、ドローンサッカーの活用について検討していきたいと考えております。以上です。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。御検討いただけるのであれば、ぜひ近隣自治体の先駆けとなるような意気込みで進めていただきたいと思います。ドローンサッカーに限らずドローンの活用に関しては、取手市の新たな魅力、観光資源となり得るものと思いますので、先進事例を参考に、市内企業や地域全体も巻き込んでいただきまして、地域活性化も含めて推進していただければ幸いです。

最後に、一般社団法人日本ドローンサッカー連盟様から映像提供を受けました、ドローンサッカーの紹介映像を流させていただき、少し皆様に見ていただきまして終わりにしたいと思います。

〔5番 杉山尊宣君資料を示す〕

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。皆さんに見ていただいたとおり、非常にわくわくするような映像で、これからのドローンサッカーが楽しみだなという感じが私もしました。以上で私の質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で、杉山尊宣君の質問を終わります。

15時20分まで休憩します。

午後 3時06分休憩

午後 3時20分開議

○議長（岩澤 信君） 再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

最後に、加増充子さん。

〔24番 加増充子君登壇〕

○24番（加増充子君） 加増充子です。今日最後の質問となりますが、皆さんよろしくお願いたします。通告順に質問をさせていただきます。まず初めに、西口開発についてです。区画整理事業の進捗について詳しく伺います。交通広場の使用開始時期について伺いますが、これまでの説明では、交通広場の整備が終わり次第使用開始になると、6月をめどにと繰り返して説明されてきましたが、使用開始はいつになるのか、明確にお答えください。

〔24番 加増充子君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。取手駅北土地区画整理事業における駅前交通広場整備工事につきましては、現在、工事の最終段階を迎えておりまして、一日でも早い交通広場の供用開始を目指し、現在作業を進めているところでございます。新しい交通広場の供用開始に必要な警察署との協議をはじめ、バスやタクシーなど駅を利用する様々な関係機関との調整も工事の進捗に併せて継続して行っているところでございます。そのような状況の中、駅ビル側の歩行者シェルターの基礎ぐいを施工する際に、旧交通広場の道路部分からボックスカルバートの不明管でありますとか擁壁などが見つかりまして、その除去作業に不測の日数を生じたことから、供用開始の目標を6月中から7月中へと切り替えて、現在工事を進めているところでございます。今後、交通広場の使用開始後は、速やかに仮設交通広場を撤去いたしまして、A街区の地権者に土地をお返しするための造成工事に着手をいたします。可能な限り早期の土地使用収益開始ができるように、工事の発注や資材の注文といった最短の工事工程を構築するための最大限の準備を既に進めているところであります。A街区には画地ごとに地形的な特質があることから、整地が完了した画地から速やかに地権者にお返しするよう進めてまいります。現在の状況でございます。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 不明管が中から出てきたということなんですけれど、この工事の遅れ、予期できなかった工事なんですか。これまでも駅前工事のときには、埋設管が出てきたり地下埋設物が出てきたりと、繰り返されてきました。工事延長、工事費増額

が繰り返されてまいりましたが、なぜ分からなかったのか。設計を請け負った側の設計ミスも考えられますよね、どうなんですか、明らかにしていただきたい。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部次長、稲葉克彦君。

○都市整備部次長（稲葉克彦君） それではお答えさせていただきます。新しい交通広場整備工事をはじめとする今回の区画整理事業の区域は、もともと年月の経過した建物や様々な埋設物が点在していた、いわゆる既成市街地での工事が大部分を占めております。ですので、これまでも各種埋設物台帳に記載のない構造物や不明管といった支障物を確認し、その都度、撤去、切り回しなどを行いながら作業を進めてまいりました。とりわけ新しい交通広場の工事につきまして——新しい交通広場の工事については、駅周辺を利用する一般車両や歩行者の通行帯を確保するため、事前に試掘などの作業を行うことが困難な状況でした。今回見つかった歩行者シェルター付近の支障物につきましては、ようやく工事を進めていく中で、車道の通行帯を確保して、速やかに試掘を行った結果でございます。現在は支障物の撤去、切り回しも完了しており、くい事業を完了させ、次の工事に進んでおりまして、早期の交通広場の利用開始に向けて工事を進めているところでございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 交通広場の地下埋設物除去をやって、今は7月頃までにその工事を、使用開始のために努力するというお話なんですけど、交通広場の使用開始が遅れば、仮設交通広場——A街区、この造成工事遅れます。その分、補償費がさらに膨らむということになりますが、その点はどのようになっていますか。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部次長、稲葉克彦君。

○都市整備部次長（稲葉克彦君） それではお答えします。繰り返しになりますが、新しい交通広場の供用開始を6月中と目標に進めてまいりましたが、先ほど御説明させていただいたとおり、歩行者シェルターの基礎工事の際に、図面のないコンクリートボックスや雨水管及び擁壁などが生じまして、除去したり切り回しするのに日数がかかりまして、工程が約1か月ほど延びております。その工程を取り戻すべく、関係事業者一丸となって努力はしてまいりましたが、天候不良や2024年労働環境対策の関係で、なかなか工期が縮まらない厳しい状況でございます。今後も引き続きその工程を取り戻すべく、A街区の造成工事の準備を可能な限り事前に行いまして、交通広場の切替えと同時に、その造成工事を着手して、そのような段取りを整えてまいりますが、A街区の使用収益開始につきましては、まずは整地が完了した画地から順に返していきたいと、土地の使用収益開始をしていきたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） この完了したところから土地をお返しするという事なんですけれども、補償費は予算——新年度の予算で6か月と見て補償費出されてきましたけれど、これが延びるといふこと、どのぐらい延びるのか伺います。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部次長、稲葉克彦君。

○都市整備部次長（稲葉克彦君） お答えします。現時点におきましては、一部画地につ

きましては10月1日にお返しすることが非常に難しいと考えております。その期間につきましては、1か月程度なのか、それは工事の進捗に伴い明確になってまいりますので、その際に報告させていただきたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 区画整理事業が本当にこれまで長きにわたって行われてきて、いよいよ最終というところなんですけど、10月1日に返すのは難しいということですが、これまでも遅れに遅れてきた——使用収益開始遅れてきたんですが、こうした事態はどのように今受け止めていますか。

○議長（岩澤 信君） 区画整理課副参事、中野潤一君。

○区画整理課副参事（中野潤一君） お答えいたします。先ほどからの繰り返しにはなりますが、交通広場の切替えと同時に、A街区の造成工事に着手するよう準備を進めてまいります。これまでも工事関係者で組織する協議会に市の職員も出席し、工程調整や現場の課題等の把握に努めてまいりました。請負業者や工事関係者には、近年の社会情勢の変化による材料の納期の遅れや人手不足などの中、工程の調整や作業班を可能な限り増やすなど、できる限り早期の完成を目指して努力をしていただいております。今後も引き続き、これまでと同様に関係者一丸となって、A街区の使用収益開始を可能な限り早期に行えるよう努力してまいります。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） A街区の工事に入ったのが平成25年から26年にかけてでしたよね、過去。そういう中で、その後ビル解体など総事業費、これまでどのぐらいかかったかと伺ったところ、約97億円かかってきた、これは補償費も含めてなんですけど、A街区のビルの移転解体ですから、交通広場に関するものは除くとしても、そのかかった約97億円、これは確定な金額ではございませんが、この事業は本来、再開発事業で行うべき事業ではなかったんでしょうかね、改めて今思い起こすとそう考えますが、どうですか。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。1つ、今議員おっしゃいました金額の部分でございますけれども、A街区、平成26年以降の総事業費といたしましては約97億円でございますが、これは補償費がそのうち半分を占めているという総事業費でございますので、その辺をちょっと補足させていただきます。そして御質問いただきました再開発事業というお話でございます。このA街区について再開発でできたんじゃないかという御質問でございますけれども、本地区は既成市街地の区画整理事業を行ってまいりまして、借家人や借地人などの権利関係も複雑で堅牢な建物もあること、建物移転は長期間を要する地区でもございました。A街区の着手につきましては、平成24年の部分から——期間、時期から、街区を先取りする——街区を形成する都市計画道路に関わる建物から着手をいたしましてこれまで進めてきたところでございます。無駄な時間を要していることは決してなく、事業計画に沿って効率的に工事を進め、今まさに交通広場の整備、A街区の造成という最終段階に来ているところでございます。そして、この再開発事業という部分でございますけれども、これはA街区というエリアだけではなく、交通広

場を含めた取手駅北地区 6.5 ヘクタール全体の都市基盤整備を行って、骨格となる都市計画道路の整備や良好な宅地造成を進め、使用収益開始をしている街区につきましては、新たに土地利用がなされ、区画整理事業の効果も発現されているところがございます。本事業はA街区だけを整備するのではなく、駅北地区全体 6.5 ヘクタールを整備するために土地区画整理事業を進めてきたということがございますので、街区の形成、これをまずやっ  
ていかなければ、今の 0.74 ヘクタールのA街区の街区の形成というものはなされません  
ので、そのような形で全体的に北地区を進めてきたということをご理解いただければと思  
います。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） これまで私たちは、その都度この区画整理事業について指摘・  
改善を求めてきました。区画整理事業と再開発事業の合併施行そのものの問題、開発手法  
も定まらず地権者の同意もないままA街区の工事に着手した結果、再開発事業参加は区域  
内権利者の僅か4割に減少しております。A街区再開発事業は事実上失敗ではないかとい  
われてもやむを得ない状況です。区画整理事業と再開発事業の区分けを曖昧にしてきたの  
ではないかと私は大変危惧する気が——危惧しますが、どうでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。このA街区の今人数の——  
地権者様の人数のことをおっしゃったかと思うんですけれども、決してこれは人数という  
ことではなくて、0.7ヘクタールのA街区の中で再開発を行っていくと、その前段として  
は区画整理事業の計画があって街区を整備して、最終的にA街区においては市街地再開発  
事業を行っていくと、計画に何らずれはもちろんございませんし、人数では決してない  
と思います。結果的に今の発表させていただいた市街地再開発事業の面積は若干少なくは  
なりました。個人様の御判断によって個別利用を図るという方もいらっしゃいましたので、  
これはそこを尊重していかなければならないことでもありますけれども、0.6ヘクタール  
あります一定規模の面積の中で再開発事業も進めていくこととなります。決して人数が  
云々ということではないと思います。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 区画整理事業も、もうあと残すところ本当に目前となってきた  
わけですから、市民のために駅前交通広場がきれいになる、待ち望んでいるわけですから、  
しっかりと——何ていうんですか、市民からの疑問とか、そういうものもきちんと対応で  
きるように、今後進めていただきたいと思います。以上です。

次に再開発事業についてです。3月15日、取手市広報で取手駅西口駅前に図書館を核  
とした複合公共施設の整備を目指しました——目指します。既存の取手図書館は廃止しま  
す、とありました。市民の意見はおろか、教育委員会も図書館と協——図書館協議会の皆  
さんにも諮らず、突然の広報発表でした。こういうことが通るものなんでしょうか。具体  
的に検討された内容について明らかにしていただきたい。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。駅前のA街区に図書館機能

を中心とした複合公共施設を整備する方針につきましては、さきの3月議会冒頭の議員全員協議会において説明をさせていただいたところでございます。こうした方針を決定するプロセスにおける教育委員会の関わりについてでございますけれども、図書館は教育委員会が所管する社会教育施設でありまして、教育委員会は教育行政の執行機関であるため、教育委員会に対しては事後説明ではなく、図書館機能を中心とした複合的な公共施設を整備する方針の原案の作成段階から協議、調整を行ってきたところであり、教育委員の皆さんに対しては丁寧に説明を行い、御理解をいただいた上で方針案を決定しております。また、図書館の運営や管理のノウハウ、他市の事例などについても、図書館も含めた教育委員会事務局が専門的な知見を豊富に有していることから、新たな図書館整備の方向性の検討に当たりましては、教育行政を行う専門的な見地からの意見を聴取、反映しつつ、慎重に進めてまいりました。このように、新規の公共施設を整備する方針についての検討に当たりましては、市長部局と教育委員会事務局の双方が綿密に連携して進めてきたところであり、こうしたプロセスを経て取手駅周辺再生本部へ諮った経緯がございます。

次に、図書館協議会についてでございますが、図書館協議会は法令上、図書館の運営に関して館長の諮問に応じ、また図書館の行う図書館奉仕について館長に意見を述べる機関となっております。このように、図書館協議会はあくまで既存の図書館の運営や奉仕について、館長に答申や意見具申を行うための機関であり、新規の図書館整備に関する方針決定といった事項に関しましては、本来の図書館協議会の権限や役割の範囲に含まれるものではございません。しかしながら、図書館協議会が図書館に係る機関であることに鑑み、図書館協議会に対しては、複合公共施設整備の方向性を丁寧に説明をし、理解をいただいているところでございます。このように、教育委員の方々をはじめとして、図書館協議会や社会教育委員の方々に対しても丁寧に説明を行い、御理解をいただいた上で検討作業を進め、複合公共施設の整備方針の決定に至っているという経緯は御理解をいただければと思います。市としましては、丁寧かつ慎重な手続を経て整備方針を決定しているところであり、拙速に進めているということは全くございません。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 拙速に進めているわけではないとおっしゃいましたけれども、現にそこで現場にいらっしゃる方、そしてそこに関わっている——図書館に関わっている人たちの中から、より具体的に何も知らされていないという声も寄せられているんですよ。ですから、そういうことがあってはならないと思ひまして、改めて伺いました。ぜひ丁寧な協議は、図書館は本当に取手市の財産でありますし、市民の文化をしっかりと守る施設でもありますので、大事に丁寧に、この協議は進めていただきたいと思ひます。

これまで駅前活性化、にぎわいとを繰り返して、そのために駅前への図書館整備と説明されてきました。先ほど本田議員の質問でもありましたが、図書館について、どのような認識でいらっしゃるのか伺います。単純に人が集まるからいいと考えていることなんでしょうか。区画整理事業が進む中で、駅前の地元の商店は区域内から撤退しました。市が施工した再開発ビル旧東急ビルは、東急ストアの撤退、そして一時期、空きビルがそのような状態が続きましたけれど、その後はオープンしまして、現在は上階の空きフロアが続い

ております。アトレも御承知のとおりです。にぎわいは駅前と周辺も視野に入れた整備が必要です。市長の、駅前に図書館複合公共施設の設置でにぎわいの回復は、本当に期待できるものなのでしょうか。どういう認識で図書館ということ、改めてその認識を伺います。

○議長（岩澤 信君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中心市街地整備課長（中村有幸君） それではお答えさせていただきます。新しく駅前に複合公共施設を整備することにより、にぎわい創出につながるかどうかということにつきましては、いかにして魅力的かつ利便性が高く集客力がある施設を整備していくかにかかっていると考えております。今回整備を検討している複合公共施設は、図書館であれば単に本を借りるだけの施設ではなく、ゆとりのある快適な閲覧、学習スペースを多く確保した滞在型の施設を目指しております。こうした魅力的な使い勝手のよい施設とすることにより、多くの皆さんが快適に憩い、集い、様々な交流や活動を行うために広く来館してもらうこと、そして、市民の皆さんの居場所になること、こうした施設を整備することで、にぎわい創出につなげていきたいというふうに考えております。それによりまして、かつてのような——かつてのような駅前のにぎわい回復につなげることができると考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 駅前に図書館、公共施設設置と言われ今説明されましたけれども、社会教育施設として図書館について、専門部ではない都市整備部中心で今進められておりますよね。具体的にはその現場の方々、教育委員会、図書館という、そういう中での検討がしっかりされなければいけません、それを抜きで今進められているんですが、教育基本法、社会教育法、図書館法による図書館についての目的について、目指すものになっているのでしょうか。市長と教育長の答弁を求めます。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） 加増議員の御質問にお答えします。先ほど本田議員の御質問にも答弁させていただきましたが、現在取手図書館は竣工後45年を迎えております。そういった中で建物等、現状的には多くの課題を抱えております。バリアフリー対応が困難であること、利用者へのエレベーターの新規の設置も不可能な状況でございます。また、敷地面積が狭く、読書席も限られ、市民の皆さんにゆったりとした読書空間を提供ができておりません。このような状況の中から、利用者からも様々な要望や御意見を頂戴しているのが現状でございます。現状では、こうした課題に対応してこたえることが難しいところでございますので、駅前の図書館の移転については、こういった課題を十分考慮し課題に対応できるという、そういった認識でいるところでございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） 都市整備部からもお答えさせていただきたいと思っております。現在検討している複合公共施設でございますが、再開発事業施工区域内において、再開発事業によって整備される建築物の中に整備を行うものでありまして、施設整備の目指すところは、駅前のにぎわい創出によって町の魅力向上と活性化を図るためのものがございます。

す。今回の複合公共施設は、駅前において魅力的な都市空間を整備していくという特性があるため、市街地整備事業を担当している都市整備部が中心となって検討作業を進めているものです。また、複合公共施設であることから、教育委員会所管の図書館だけではなく、市長部局も含めた複数の部署が横断的に関係する施設となります。こうしたことから、今回の複合公共施設につきましては、都市整備部が中心となって検討、整備作業を進めておりますが、今後の整備プロセスにおきましては、当然のことではありますけれども、教育委員会をはじめとした庁内関係部署と綿密に連携、調整して、全庁的な体制で進めていく所存であります。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 今後の協議に期待するものです。次に、都市計画決定なんです、10月予定とこれまで説明されました。その詳細について、どのような決定をされるのか、具体的にお示しください。

○議長（岩澤 信君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中心市街地整備課長（中村有幸君） お答えさせていただきます。都市計画決定で定める内容ということの御質問だと思います。都市計画において決定する事項につきましては、都市計画法や都市計画法施行令、都市再開発法に規定されておりまして、施行区域や施工区域の面積、建築物の整備に関する計画、住宅建設の目標などとなっております。事業の大きな枠組みを定めるというものでございます。建築物の面積につきましては、建築面積と延べ面積を定めるのみであり、何階建てのどういった建築物を建てるといったことまでは定めるわけではなく、建築物の用途につきましても、住宅、商業、公共公益、駐車場などの文言を記載するのみであり、どの用途にどの程度の面積を確保するかといった内容までは定めるものではありません。このように、都市計画決定におきましては、再開発事業の具体的な内容を定めるわけではなく、事業の施行区域と、そこにどの程度の面積の建築物を整備しどういった用途に用いるかといった点を大枠で定めるものであり、この区域において、こうした規模の用途や——用途の再開発事業を実施するということを行政的に位置づけるといった性格なものと言うことができると思います。その上で、どのような建築物の配置や階数とするか、事業収支はどうするのかといった再開発事業の具体的な点につきましては、その後の本組合の設立手続に向けた事業計画の策定段階で決定していくこととなります。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） そうしますと、公共施設、今問われている図書館については、この整備の規模とか施設内容は含まれていないということになるんですね。

○議長（岩澤 信君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中心市街地整備課長（中村有幸君） お答えさせていただきます。ただいま答弁を申し上げましたとおり、都市計画で定めることは、建築物の用途については、住宅、商業、公共公益、駐車場などの文言を記載するのみであります。どの用途にどの程度の面積を確保するかといった内容までは定めるものではありません。したがって、公共公益施設の具体的な内容としまして、図書館を整備するといったことは、都市計画で定めるものとは

なっておりません。以上です。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 分かりました。再開発事業の都市計画決定までのスケジュールでは、6月の住民説明会、7月の公聴会と計画されておりますけど、このようなスケジュールはこのとおりに進むんですか。

○議長（岩澤 信君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中村中心市街地整備課長 お答えさせていただきます。都市計画決定のスケジュール時期についてですが、現在、建築資材の価格高騰や輸送コストの上昇、人件費の高騰などの要因によりまして、建築工事のコストが大幅に上昇しております。特に、ここ数か月は尋常ならざる幅で急騰しているという状況となっていることは、新聞などでも報じられているところでございます。こうした状況を受けまして、準備組合におきましては、事業収支案の調整を行う必要があると考えられることから、施設計画案及び事業収支案の調整を検討してみる方針となりまして、準備組合から市に対しまして、その調整を行う期間、都市計画決定に向けた手続を一時的に待っていただきたいとの意向が示されたところでございます。しかしながら、準備組合としましては、可能な限り短時間で調整を行うとのことでありますので、都市計画決定が——この時期が大きく遅れるということとはございません。今年の10月に予定していた都市計画決定の時期が、多少後ろ倒しになるという見込みでございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 都市計画決定、後ろ倒しになりますが、予定はされているわけですね。この中で図書館等複合公共施設の整備については、その検討過程も市民の意見も聴かないで進めていくところが、都市計画決定の中では公共施設2.5フロア購入が含まれていると思います。まさにこれは市民の声も聴かない、トップダウンで決めた公共施設導入と言わざるを得ませんが、本当にここで市民にとってどういう図書館を造るのか、どういうふうに考えているのか、その是非を問うような議論する場もまだ設定しておりませんが、いつ、こういう設定を考えているのでしょうか、議論する場をいつの時期に考えているのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。A街区に図書館機能を中心とした複合的な公共施設を整備する方針につきましては、3月の議会冒頭で説明させていただいたとおりでございます。現時点におきましては、複合公共施設整備に関する基本構想の素案の検討作業を進めているところでございまして、広報やホームページで説明、公表をしている内容以上のことにつきましては、対外的に説明できる段階には現時点で至っておりません。このため、現時点におきましては、市民の皆さんを対象とした複合公共施設に関する説明会や懇談会を実施することは予定しておりません。今後、複合公共施設の検討作業が進捗し基本構想案がまとまりましたら、パブリックコメントを実施する予定でありまして、次の段階である基本計画を作成していくプロセスにおきましては、市民の皆さんの御意見を幅広く伺う機会を設けさせていただきたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 基本構想案が出来てから基本計画という中で説明していくということなんですけれども、市民の皆さんからの声、現場で働く皆さんの声、そういうことがなくて基本構想・基本計画は出来ないと思うんですが、それを抜きに計画だけは先に進めるという、今の言い方なんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中心市街地整備課長（中村有幸君） お答えさせていただきます。市民の皆さんの御意見は幅広く伺うということは、先ほど部長の御答弁の中でも申しましたとおり、まず基本構想の骨格部分を定めさせていただいた後に、そこに具体的な施設の規模、動線の位置、また機能——こういった機能を入れたいなどの御意見につきましては、幅広く市民の皆さんの御意見を伺った上で、取り入れられるものは取り入れていくということを考えておりますので、決して市民の皆さんの御意見を伺わないということを我々考えているわけでは全くございません。以上です。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） では市民の皆さんへの説明は、この公共施設、特に図書館という名前が出ておりますけれども、これについての説明はいつ頃予定されるんですか。

○議長（岩澤 信君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中心市街地整備課長（中村有幸君） お答えさせていただきます。まずは現在、基本構想の策定をしている段階でございます。先ほどの答弁——部長答弁の繰り返しになりますが、基本構想を策定した後に、まずはパブリックコメントを実施したいというふうに考えております。基本構想の策定の時期につきましては、再開発事業本体の都市計画決定の時期とリンクさせて、そのあたりの時期を今想定をしておるところでございますので、その前段におきましては、パブリックコメントを実施するというを考えてございます。またその後、基本計画を策定するわけですが、その基本計画は今後のスケジュールにもよりますけれども、令和6年度から7年度にかけてということで現在想定はしておりますけれども、令和6年度末から7年度——7年度のどこまでかかるかというのはありますけれども、基本計画の策定の早い段階で、市民の皆さんの御意向を確認したいというふうに考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 3月15日に取手市広報が出て、その中に既存の図書館を廃止、そして駅前に移転するとの、そういう記事がありました。そしてそれを見た市民の方は、いつどこでどのように決定したのか疑問を持つ、こういう方がたくさんいらっしゃいます。税金の——市民の税金を投入する内容ですので、市民との懇談会は早く進めていくべきだと思います。先ほどは基本構想後、そういう話ありましたけれども、いつどこで決まったのか分からないのに、どうするのか、市ははっきりしろという声もあります。それでもそういう過程の中で後ろに市民の説明——この公共施設についての市民説明会は後回しになってしまうんですか。今すぐ行っても悪くないと思いますが。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。まずは事業を進める、どういう方向のものを行っていくかということについては、やはり行政庁として——市として、教育委員会部局と市長部局が協議をして、どういう方針でどういうものを進めていったらよいのかという大きなテーマといたしますか、枠組みを決めてまいったところでもございます。そしてその上で、先ほど課長も申しましたように、その部分——方針に基づいた基本構想というものを今作成しております。大枠を決めるものでございます。これも大枠の中で、どのような方向性をつくっていくかということを決めるわけでございます。その後、どういう市民の皆さんの御希望があるのか、どういう御要望があるのか、そういうところを説明会なりお聴きする機会を設けて、取り入れられる部分については、可能な限り取り入れながら、皆さんが望む——望まれるような施設というものを造っていきたいと思いますので、このような方針の中で今後も進めてまいりたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 基本構想・基本計画をつくった後でということなんですが、市民の皆さんの財産なんです公共施設は、そして図書館はたくさんの方から愛されている図書館——公共施設はみんな愛されておりますが、そういう中で後で説明会をとというのは、今すぐ市民の皆さんの声を聴くという姿勢はお持ちにならないのか、幾ら聞いてもこれはお答えになりませんので、これは終わりにします。

そもそも図書館を核とした複合施設計画は、公共の福祉とは名ばかりで、デベロッパーの利益拡大を図るものではないか。全国の再開発事業を見ても、必ず公共施設の導入です。事業を成り立たせるためには、自治体の補助金と保留床処分金です。自治体が保留床を買って、民間の再開発事業をどこまでも公共が支えていく。デベロッパーの利潤追求、その利潤を拡大するものではないかと、私はずっと担当部にも求めてきました——これを指摘してきました。日経新聞では、昨今の再開発事業に警鐘を鳴らす記事を掲載しております。これは23年——昨年度の8月3日の朝刊なんですが、過去5年間の再開発事業の3割で、国と自治体が補助金を投じた上で施設費の購入——いわゆる公金——公的資金を二重投入によって成り立っているという内容の記事がありました。再開発事業143億円、僅か8権利者の土地利用に80億円の公共投資は本当に妥当なのか、これで公共の福祉と言えるのか、大変疑問です。これについてはどのように——これまでもお答えされてきましたが、変わりはないですか。

○議長（岩澤 信君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中心市街地整備課長（中村有幸君） お答えさせていただきます。まず都市再開発法第1条におきまして、法の目的としまして、「都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする」というふうに規定をされております。そのため、都市再開発法に基づく再開発事業の実施により、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることが可能になります。例えば、共有通路の整備や壁面後退などによりまして、共用空間やオープンスペースを設けることにより、安全で快適な都市環境の創出に資する効果などが期待できます。地権者の皆さんにとっては、再開発事業が実現化し共同化された大規模建築物が建築されることにより、

個人の土地をおのおので利用するよりも、高度かつ大規模な土地利用を図ることが可能となるメリットがあります。市としましては、駅前における魅力的な都市空間の創出により、駅前のみならず市全体の魅力向上や活力創出が図られ、市の将来的な持続可能な発展につながることを期待できるため、事業実施のメリットは大きいと考えております。このように再開発事業の実施により、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を推進することが公共の福祉に寄与することとなるため、市としましては、準備組合と事業協力者と一体となって、再開発事業の実現化に向けた作業を積極的に推進しているところでございます。再開発事業は、駅前地区の活性化やにぎわい創出を図ることに加えて、既存商業施設や既存公共施設への波及効果を図ることによりまして、まち全体の活性化や持続可能な発展のために行うものであり、デベロッパーの利益拡大のために行うという指摘は全く当たらないと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 公共の福祉といえば、私たち市民がすぐ受け止めることは、その地域で生活している人たちが、本当に行き渡った制度の中で幸せに暮らせるのか、そういうことがすぐ思い浮かべ——浮かんできます。しかし今の説明では、駅前のにぎわい・活性化、そういうことが公共の福祉に寄与するという説明だと思います。これまで143億円の総事業費は明らかに出示されてきましたけれど、その積算根拠はまだまだ明らかにされておられません。143億円がどのような内容でこのように出示されたのか、本当に疑問を持つ内容です。そして今、物価高騰の中で事業費も上がっていく、そういう心配もされているのは明らかです。事業費が上がれば、資金計画の中身は大幅に変わると思うんですね。ということは、公共施設の負担金も上がるであろう。それから保留床処分金の金額も上がっていくであろう。そういう中で、やはり誰がこの事業で一番益を得るのか、地権者の権利——地権者の皆さんは本当に権利変換床が減っていく可能性もあります。保留床が増えて、公共の床取得の費用も増えていく可能性も出ています。その中で一番デベロッパーが益を得るのではないか、そのように私はずっとこの問題は問うてきました。今こそ、このマンションの床への公金投入はやめて、取手市はこの再開発事業は地権者の皆さんにお任せして、市は撤退すべきではないかと繰り返し求めてまいりましたが……

〔「それについては討議してないよ」と呼ぶ者あり〕

○24 番（加増充子君） （続）えっ——取手市に求められていること、税金の新たな投入はやめる、そして、今進めている区画整理事業をすぐ終わらせていく、そのことだと思います。それについて市長のお考えはどうでしょうか。市長、はっきりお答えください。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。議員おっしゃいますように区画整理事業も終盤を迎えております。今一丸となって、交通広場の供用に向けて最終段階工事を頑張っておりますので、いましばらくお時間を頂ければと思っております。そして、速やかにA街区の造成撤去工事等々に取りかかりまして、できる画地から順次お返しをさせていただきながら、大きな区画整理事業の工事については完了していきたいという思いで進めてまいります。そして、この再開発事業でございますけれども、区画整理事業

で構築されましたこのA街区、駅前の一等地でございます。そしてこの土地を地権者の皆さんが高度利用を図っていくという思いのもと進められていく再開発事業でございます。市としましても、この駅前のにぎわいを取り戻したいと、活性化を図っていききたいというところの部分で、地権者さんと意見を一つにしなが、全体でこの駅前の活性化を図っていかうということで計画している事業でもございますので、今後とも市といたしましては、地権者さんに寄り添いながら、そして、知恵を出し合いながら、完成に向けて今後も努力していききたいと思っております。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 地権者の方に寄り添う——当たり前のことです。それから忘れてはいけないのは、市民の声をしっかり真摯に受け止めることなんです。それが今取手市には足らなくて、この公共事業について、駅前開発についてもたくさんの意見が出されているわけですから、しっかりそこは心していただきたいと思ひます。これで質問を終わります。

次に、こども計画策定事業について伺ひます。令和6年度予算にこども計画策定事業が新規事業として盛り込まれました。昨日も小堤議員からその内容がありました。

〔「今日だよ」と呼ぶ者あり〕

○24 番（加増充子君） （続）先日じゃなかった、今日でした。ごめんなさい。

〔笑う者あり〕

○24 番（加増充子君） （続）午前の、そうでした、間違えました。午前の一般質問で小堤議員からも出されてありました。この事業のポイントとして、こども基本法、それから国が令和5年の12月に策定したこども大綱、こういう一つ一つの法を考慮しながら進めていくと出されておりますけれども、この3本柱として、少子化対策、子ども・若者育成支援、そして子ども貧困対策が挙げられておりますが、具体的にその内容をお示ください。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

福祉部長、鈴木文江さん。

〔福祉部長 鈴木文江君登壇〕

○福祉部長（鈴木文江君） それでは、加増議員の御質問に答弁いたします。今、3本柱ということで、少子化対策、子ども・若者育成支援、子どもの貧困対策ということで御質問がありました。私のほうからは、まず、少子化対策についてご答弁申し上げます。全国的な少子化が進む中で、当市におきましても出生数の減少は喫緊の課題となっております。出生数を見ても、合併後の平成18年には816人だったものが、令和4年には513人となるなど、15年ほどの間に4割近くも減少しております。厚労省の人口動態統計特殊報告におきましても、平成30年から令和4年度までの本市の合計特殊出生率は1.25であり、前回調査時よりは0.02ポイント上回る結果となったものの、依然として県平均の1.35を下回るなど、低位で推移していると言わざるを得ません。こうした加速度的に進む少子化は、単一の要因によって引き起こされるものではなく、様々な要因が複雑に絡み合っ起こっていると思ひられます。結婚に対する意識の変化により、未婚化や晩婚化が進んでいる

こと、価値観の多様化により結婚や出産を人生の必須事項と捉える方が減ったこと、経済的な負担や仕事との両立、多子を育てることに対する不安など、幾つもの要因が関係しており、その解決策へのアプローチも一本の真っすぐな道ではなく、表面的なものから深層的なものまで、様々な施策を組み合わせながら取り組んでいく必要があります。こども基本法第3条におきましても、こども施策の基本理念として、「家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること」が挙げられており、こども大綱においても同様に、「若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだときに、社会全体としてそれを全力で支えることが少子化対策の基本である」と定めております。本市におきましても、現在着手している、こども計画の策定に当たっても、これらの考え方をベースとしながら、取手市で子どもを産み育てることに希望と喜びを持ってもらえるよう、多角的な視点で若い方々を支えられるよう、施策を検討してまいりたいと思っております。以上です。

〔福祉部長 鈴木文江君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 福祉部次長、佐藤睦子さん。

○福祉部次長（佐藤睦子君） 私からは、子ども・若者育成支援、子どもの貧困対策につきまして、補足答弁をさせていただきます。こども大綱では、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものとされております。このうち、子ども・若者育成支援推進大綱においては、全ての子ども・若者が健やかに成長し、自立・活躍できる社会の実現を目指した取組を進めることとされております。また、子どもの貧困対策に関する大綱は、現在から将来にわたって、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指し、地域や社会全体で子育てや貧困に対して適切な支援を講じることが定められております。これらの大綱で定められる理念や施策の方向性は、こども大綱に引き継がれ、ライフステージに合わせた切れ目のない支援を展開し、子ども・若者子育て支援に関する取組政策を社会の真ん中に捉え、健やかな成長を社会全体で後押しすることとされております。本市におきましても、今年度、自治体こども計画を策定する上では、こども大綱の理念を念頭に置き、子どもや若者、子育て世代がどのようなことに悩み、またどのような施策が課題解決につながるのか、当事者の生の声に触れながら、市の現状をしっかりと把握し分析する取組を進めてまいります。その上で、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができるウェルビーイングな社会、こどもなんなか社会の実現に向け、地域の実態に合ったこども施策を展開してまいりたいと思っております。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） これまでも少子化対策とか貧困対策とか、いろんな対策行われてきましたけれども、これまでとは違ったものというのはあるんですか。

○議長（岩澤 信君） 福祉部次長、佐藤睦子さん。

○福祉部次長（佐藤睦子君） 加増議員の御質問にお答えさせていただきます。まず繰り返しとなりますが、こども大綱はこれまで別々に作成、推進されてきた少子化対策基本法、

子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策に基づく3つの子どもに関する大綱を1つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項を一元的に定めるものとされており、これによって、こども施策に全体として統一的に横串を刺すことや、市民にとって一層分かりやすいこども施策を展開することなどが期待されております。本市におきましても、これまで様々な部署で、子どもや若者、子育て世代に対して必要な支援、取組を進めてきたところです。こども計画の策定に当たっては、どの部門でどのような子ども関連施策が展開されているかを整理し、その上で、子どもや若者がライフステージや置かれている環境によって支援が途切れないよう、改めてこれまでの課題などについても継承いたします。また、計画策定のプロセスにおいては、当事者が何を求めているのか、その声に耳を傾け、時には一緒に考え、子どもや若者と一緒に取手市の未来をつくっていきたいと考えております。この取手市で生まれてよかった、これからもこの取手市に住みたいと思ってもらえるような新たな取組を含めたまちづくりを進めていきたいという思いを込めて、今後、こども計画の策定を進めてまいります。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 担当課の今後の課題、そして取組の意欲を感じました。この取手の町で子どもたちが一人一人輝いて生きていける、一人一人の人格が認められる、そんな取手市を必ずつくっていきたくないと私思いますので、私も全力を尽くしていきたくと思います。そして「こどもまんなか応援サポーター」ですが、これもそういう趣旨の中で子どもを大事に、本当に一人一人が大事にされる、そういうためにサポーターとして宣言した……

〔チャイム音〕

○24番（加増充子君） （続）ということだと思いますので、これに関連してこれで終わります。

最後なんです、子ども・子育て支援法の中でこども誰でも通園制度がうたわれております。これについては、それぞれの関係者からも、これ問題ありきだよということも出されておりますが、昨日——でしたよね、全協はね——その中で新たな民間保育所という流れの中で、こども誰でも通園制度にも適用できる——対応できる環境をつくるという話されましたけれど、これについて具体的にお示しください。

○議長（岩澤 信君） 子育て支援課長、三浦雄司君。

○子育て支援課長（三浦雄司君） 加増議員の御質問に答弁いたします。昨日の議員全員協議会におきまして、公募事業者による取手駅前民間保育園整備計画案について鈴木部長が御説明いたしました。その際、民間保育園を設置する理由の一つとしまして、こども誰でも通園制度のことも一部、触れさせていただいたところでございます。令和8年4月から制度が開始される予定でございますが、現在の入所率では受入れが難しいことも想定されることから、募集要項におきまして、こども誰でも通園制度の受入れを検討することを盛り込む予定でおります。こども誰でも通園制度につきましても、現在、試行的事業であり、制度については国からの詳細な通知は……

〔チャイム音〕

○子育て支援課長（三浦雄司君）（続） ございませんが、今後制度化された際には、事業の積極的運用をお願いしたいところでございます。このため令和8年度から、制度化と同時に開園を想定して公募を行ってまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 取手市でもこども誰でも通園制度を受け入れるということなんです、やっぱり一番そこで見えていかなきゃいけないのは、子どもたちがその制度によって施設に来て元気で一日が過ごせる、子どもたちが本当にきらきらとして生活できる、そういう体制をつくるのがこの取手市の責任だと思うんですが、その点については、これまで公立保育所も民間もありましたけれども、同じように接していくという体制でいいんですよね、お答えいただけますか。

〔チャイム音〕

○議長（岩澤 信君） 以上で、加増充子さんの質問を終わります。  
休憩します。

午後 4時 22分休憩

午後 4時 23分開議

○議長（岩澤 信君） 再開します。

ここでお諮りします。本日、遠山智恵子さんから、発言取消申出書が提出されました。本件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認め、遠山智恵子さんの発言取消し申出の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題といたします。

#### 追加日程 遠山智恵子さんの発言取消し申出の件 第 1

○議長（岩澤 信君） 追加日程第1、遠山智恵子さんの発言取消し申出の件を議題といたします。本日、遠山智恵子さんから、6月4日の会議における発言について、会議規則第65条の規定によって、御手元に配付しました発言部分を取り消したいとの申出がありました。

お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。したがって、遠山智恵子さんからの発言取消の申出を許可することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会します。

午後 4時 24分散会